

## 災害救助法の適用

家屋の倒壊等により、多くの住民が避難所に避難する等、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、次のとおり6市町に災害救助法の適用を決定した。

### (1) 適用市町村名

米子市、西伯町、日野町（10月6日決定）  
溝口町（10月7日決定）  
境港市、会見町（10月8日決定）

### (2) 適用年月日

平成12年10月6日

### 災害救助法の適用実績

救助区分		米子市	境港市	西伯町	会見町	日野町	溝口町	計
避難所の設置	期間	10/6～10/18	10/6～11/1	10/6～10/19	10/6～10/19	10/6～11/13	10/6～11/15	
	箇所数	39	9	21	2	12	13	96
	延人数	3,768	1,824	4,492	588	3,834	1,371	15,877
炊き出しその他による食品の給与	期間	10/6～10/12	10/6～10/12	10/6～10/17	10/6～10/15	10/6～11/13	10/6～11/19	
	延食数	5,445	2,821	16,598	5,032	41,003	2,495	73,394
災害にかかった住宅の応急修理	期間	10/6～11/29	10/6～11/3	10/6～12/4		10/6～11/2	10/6～10/21	
	世帯数	101	7	8		24	17	157
障害物の除去	期間						10/6～10/19	
	世帯数						2	2
応急仮設住宅の設置	戸数					28		28
	構造					軽量鉄骨造平屋建(組立ハウス)		

## 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置については、平成13年3月9日の閣議において決定し、3月14日に公布された。

市町村名	公共土木施設等 ※1	農地等 ※2	農林水産業共同利用施設 ※3
米子市		○	
境港市		○	○
西伯町	○	○	
会見町	○	○	○
日吉津村		○	
日野町	○	○	○
江府町		○	○
溝口町		○	○

※1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置

※2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置

※3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

## 被災者生活再建支援制度の適用

県下全域に被災者生活再建支援法が適用され、生活必需品等の購入のための支援金が支給された。

### 1 支援金の概要（当時）

#### 支給限度額

世帯収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	年齢不問	100万円	75万円
500～700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円
700～800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円

#### 支給対象となる経費

通常経費	炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫など生活に必要な物品の購入費、修理費、移転費
特別経費	エアコン、ストーブ、ベビーベッド、学習机、眼鏡など世帯の状況に応じた購入費、交通費、礼金、医療費等

### 2 支援制度の適用実績

市町村名	法適用年月日 (適用基準)	適用対象世帯	支給金額 (円)
米子市	10月6日 (3号)	113	90,889,428
境港市		115	89,142,055
西伯町		11	3,936,926
会見町		3	1,938,619
岸本町		3	2,000,000
日吉津村		0	0
大山町		0	0
名和町		0	0
日南町		1	428,000
日野町		98	74,138,048
江府町		0	0
溝口町		22	18,498,000
計		366	280,971,076

## 災害査定

この地震に係る国の災害査定は次の日程で実施された。

区分	日程 (平成12年)	班編成
農地・農業用施設等	耕地関係	11月27日～12月26日 9班
	林道関係	11月13日～12月15日 3班
	水産関係	12月19日 1班
	漁港関係	12月18日～21日 1班
公共土木施設	河川・砂防・急傾斜地・道路・橋梁関係	11月20日～12月22日 17班
	港湾関係	12月4日～15日 4班
	公園・下水道関係	12月4日～28日 4班

# ライフライン・インフラ応急対策

上水道等のライフラインは、地震から約1週間でほぼ復旧したが、鉄道や道路等のインフラは、度重なる余震や降雨等の影響により、幾度となく運休や交通規制等の対策が行われた。

このため、約1ヶ月間にわたり被災者は非常に不便な生活を余儀なくされた。

## ライフライン・インフラの復旧状況一覧

区分	復旧日	備考
電気	10月6日 15時22分	住家の電気設備破損によるものは除く
電話	10月7日 14時20分	
上水道	10月18日	
下水道	10月11日	境港市竹内団地の管渠の土砂撤去で復旧
ガス	10月8日 18時	
高速道路	10月7日 7時25分	本震によるもの
	10月9日 0時10分	余震によるもの
一般道	平成15年12月5日	県道菅沢日野線の復旧工事完了
JR	10月10日 13時29分	本震によるもの
	11月17日 6時2分	土砂崩れによるもの
空港	10月10日 15時1分	10月11日の羽田空港発(7:15) 米子空港着(8:30) より運航再開

## 電話

県西部の一部の地域で不通となるとともに、県内全域で電話が通じにくい状態となった。

被災者との安否確認等の手段として運用された災害用伝言ダイヤルの利用数は、約20万件に上り、過去最高となった。

### 【NTT西日本】

(1) 不通となった回線数 134回線

(2) 復旧の推移

被災箇所	被災概要	不通回線数	復旧日時
溝口町宇代	崖崩れにより100対のケーブルが切断	60	10月6日 22時35分
日野町下菅	崖崩れにより30対のケーブルが切断	16	10月6日 23時10分
日野町板井原	崖崩れにより100対のケーブルが損傷	37	10月7日 12時10分
日野町三土	電柱が折損し30対ケーブルが切断	21	10月7日 14時20分

(3) トラフィック状況

- ・接続規制 50%規制、市外局番「0857・0858・0859」
- ・規制期間 10月6日 13:36~23:20、以降規制なし

(4) 災害用伝言ダイヤルの運用

- ・10月6日 14:30 より災害用伝言ダイヤル「171」を運用
- ・10月10日までの5日間の総利用数：19.5万コール

日時	伝言の登録	伝言の再生	計
10月6日	119,686	53,213	172,899
10月7日	8,635	8,506	17,141
10月8日~10日	892	4,176	5,064
計	129,213	65,891	195,104

### 【NTTドコモ中国ほか】

- ・NTTドコモ中国、ジェイフォン西日本株式会社、auとも被害はなし
- ・NTTドコモ中国が通話確保のため日野町に臨時可搬型携帯電話基地局を設置(10/12~12/24)

### 【特設公衆電話の設置】

区分	設置数	内訳
固定電話	21カ所、31台	境港市(1カ所、2台)、西伯町(6カ所、12台) 会見町(1カ所、1台)、日野町(8カ所、11台) 江府町(1カ所、1台)、溝口町(4カ所、4台)
衛星携帯・携帯電話	22カ所、41台	溝口町宇代(2台)、日野町下菅(1台) 日野町板井原及び固定特設公衆電話設置場所(38台)

### 【通信機器の貸出】

貸出先	内容(貸出元)
鳥取県	携帯電話40台、衛星携帯電話10台(NTTドコモ中国)
西伯町	携帯電話20台(NTTドコモ中国) MCA無線機20台((財)中国移動無線センター) 衛星携帯電話4台(中国電気通信監理局)

応急給水活動の様子

## 上水道

県西部を中心に多くの地域で断水したため、県内市町村や自衛隊、中国地方建設局及び中国各県の支援を受け、10月6日～16日にかけて約500トンの応急給水活動が行われた。

**(1) 断水となった世帯数**

5,744件

**(2) 濁り水が発生した世帯数**

1,370世帯 (ピーク10月12日 1,336件)

**(3) 断水復旧**

10月18日 (濁り水解消 10月17日)



上水道被害及び復旧状況

区分	市町村名	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	最大数
			21:00	18:00	18:00	18:00	16:00	16:00	16:00	16:00	16:00	16:00	16:00	16:00	
断水	米子市	80	80												80
	西伯町	2,371	380				29	9	28	6	6	6	6		2371
	会見町	1,120													1120
	淀江町	93													93
	日南町	404													404
	日野町	1,029	300	190	190	165									1029
	江府町	529													529
	溝口町	117	30	30											117
	東郷町	1													1
	計	5,744	790	220	190	165	29	9	28	6	6	6	6	0	5,744
濁り	会見町		1,120	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100							1120
	岸本町	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21				21
	大山町	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28			28
	日南町					14									14
	日野町						135	135							135
	溝口町				30	30	30	52	52	52	52	52			52
	計	49	1,169	1,149	1,179	1,193	1,314	1,336	101	101	101	80	0	0	1,370

## 電気

一時的に約9300戸が停電したが、配電系統の切替により、発生から約2時間後には復旧した。

**(1) 停電した区域**

日野郡を中心とした鳥取県西部地区

**(2) 供給支障の発生した電気所**

黒坂発電所、旭発電所

**(3) 停電戸数の推移**

延べ停電戸数9,277戸、復旧時間10月6日15時22分

## ガス

地震により多くの耐震自動遮断装置が作動した。

**(1) 米子ガス**

ガス漏洩に伴い71戸で供給停止。10月8日18:00に復旧完了

**(2) エルピーガス**

メーターの感震遮断が5,310件発生し、設備損傷70件、容器被害71件発生

## 高速道路等

本震、余震の発生に伴い、点検及び応急復旧のため通行止めが実施された。

### 本震に伴う被害状況

道路名	区間	被災状況	通行止め解除時間
米子自動車道	久世～江府	通信回線障害、トンネル覆工剥落	10月7日1時10分
	江府～米子	路面亀裂、橋梁部段差	10月7日7時25分
安来道路	安来～米子西	路面段差	10月7日2時45分
米子道路	淀江大山～米子東	異常なし	10月6日14時50分
境水道大橋		異常なし	10月6日16時50分

※ いずれも通行止め開始は、10月6日13時32分

### 余震に伴う被害状況

道路名	区間	被災状況	通行止め解除時間
米子自動車道	溝口～米子(下)	別所川橋の補修部損傷	10月7日14時50分～10月8日0時30分
	蒜山～江府(上下)	異常なし(巡回点検のみ)	10月8日21時25分～10月8日22時30分
	江府～米子(上下)	佐川橋の補修部損傷	10月8日21時25分～10月9日0時10分
安来道路	安来～米子西(上下)	路面亀裂	10月8日21時25分～10月8日23時20分
境水道大橋	米子側取付部のみ	路面段差	10月8日21時25分～10月9日0時45分

## 一般道

地震直後より全面通行止め、片側交互通行等の交通規制を実施したが、地震直後は混乱した状況下であり、地震後数日を経過してから交通規制を実施した箇所もあった。

さらに度重なる余震や平成12年10月31日～11月2日の豪雨により、地震の影響で地盤の緩み等が発生していた箇所において地盤の変状が増大し、落石・土砂崩落等が発生したため、新たに通行規制を実施した。

地震でのり面が大きく崩れ、日野町黒坂～久住間の役3.5kmで通行止めになっていた県道菅沢日野線の復旧工事が平成15年12月5日に完了し、全ての道路での通行が可能となった。

区分	10月			11月		
	7日	14日	27日	3日	11日	12日
全面通行止め	国道	4	0	0	4	0
	県道	8	7	5	9	5
	市道	2	0	0	1	0
	計	14	7	5	14	5
片側通行止め	国道	5	8	9	9	13
	県道	5	12	11	10	12
	市道	0	0	0	0	0
	計	10	20	20	19	25
大型車通行止め	国道	0	0	0	0	0
	県道	2	2	1	1	1
	市道	0	0	0	0	0
	計	2	2	1	1	1
合計	26	29	26	34	31	24

## 空港

地震により米子空港の滑走路にクラック等の被害が発生したため、鳥取空港に緊急避難するとともに、再開するまでの間、鳥取～羽田便が増便された。

### 米子空港滑走路閉鎖期間

10月6日 13時51分～10月10日 15時1分

### 滑走路被害

横断方向のクラック 4箇所(幅1cm、段差2cm程度)

縦断方向のクラック 延長100～200m程度

端部及び誘導路 液状化による路面変状

その他多数のクラックが発生

無線誘導施設(ローカライザー)の停止

進入誘導灯(アプローチライト)の傾斜 2基

### 運航状況

[平成12年10月6日]

13:51 滑走路閉鎖

14:20

羽田空港発(13:15) 米子空港着(14:25)の便が鳥取空港に緊急避難

羽田空港発米子空港着の4便は鳥取空港の臨時便に振り替え

[平成12年10月7日～10日]

鳥取空港～羽田空港間を臨時便4便と合わせて7便体制で運航

[平成12年10月10日]

15:01 滑走路オープン

[平成12年10月11日]

羽田空港発(7:15) 米子空港着(8:30)より運航再開



運転再開についての案内(米子駅)  
鳥取県西部地震(平成12年10月)鉄道復旧記録誌  
(西日本旅客鉄道株式会社米子支社刊)から転載

## 鉄道（JR西日本）

地震により米子支社管内において、計32本が運転を停止した。その後も土砂流出により部分運休があり、完全な運行再開は1ヶ月余り後の11月17日となった。

### 運行状況

[平成12年10月6日]

13:30

米子支社内列車停止（山陰本線、伯備線等計32本）、状況確認

13:40

被害状況調査及び被害箇所修復開始（20:49山陰本線全線、23:48境線運転再開、伯備線は全列車運転休止）

[平成12年10月7日]

12:04

余震発生、米子支社内全列車運転停止、状況確認・点検（12:20山陰本線（赤碕～荒島間除く）、15:44境線、17:13山陰本線全線運転再開）

[平成12年10月8日～9日]

「はくと」、「はまかぜ」、「いなば」増結・増発、運転区間延長（山陰地域と山陽、京阪神地域間の輸送確保）

[平成12年10月9日]

18:00

伯備線を10月10日13:00を目途に運転再開することを決定

21:51 安全確認試運転列車の運転

[平成12年10月10日]

07:13 伯備線被災箇所を上空から調査（ヘリコプター）

13:29 伯備線全線運転再開

21:58

余震発生、山陰本線（赤碕～荒島間）、境線、伯備線で運転停止、線路状況等確認

[平成12年10月11日]

山陰本線、境線始発列車から運転再開

11:58 伯備線全線運転再開

[平成12年10月28日]

16:22

伯備線（根雨～黒坂間）土砂流入発生、全列車運転停止

19:24 伯備線（根雨～黒坂間）大規模な崩壊発生

[平成12年10月29日～11月16日]

「やくも」部分運転（出雲市～根雨間、生山～岡山間）

「サンライズ出雲」部分運転（東京～生山間、根雨～出雲市間）

※生山～根雨間については、代替バスを運行

[平成12年11月17日]

03:25 復旧作業終了、安全確認試運転列車運転

06:02 伯備線全線運転再開

### 鉄道の運休状況

路線名	区間		運休期間
伯備線	全線	本震	10月6日 13時30分 ～10月10日 13時29分
		余震	10月10日 21時57分 ～10月11日 12時3分
	生山～根雨	土砂崩れ	10月28日 16時22分 ～11月17日 6時2分
山陰線	全線	本震	10月6日 13時30分 ～10月6日 20時49分
	赤碕～荒島間除く	余震	10月7日 12時4分 ～10月7日 12時20分
			10月7日 12時4分 ～10月7日 17時13分
赤碕～荒島間	余震	10月10日 21時57分 ～10月11日始発発車前まで	
境線	全線	本震	10月6日 13時30分 ～10月6日 23時48分
		余震	10月7日 12時4分 ～10月7日15時44分
			10月10日 21時57分 ～10月11日始発発車前まで



生山～根雨間のJR代替バス運行の様子  
鳥取県西部地震（平成12年10月）鉄道復旧記録誌  
（西日本旅客鉄道株式会社米子支社刊）から転載

## 被災者 住宅 再建支援

この地震による被災地の多くは中山間地にあり、これらの地域は県内でも有数の高齢化率の高い地域であるうえに、その財政基盤も脆弱であった。冬季を前にして、生活基盤として大切な住宅の再建が困難を極めるなど深刻な状況が生じており、被災者が安心して生活できる生活基盤を支援することによって、被災市町村が活力を失うことなく力強い復興に取り組むことを可能にするため、住宅本体の再建に補助金を交付するという、鳥取県独自の新たな住宅再建支援を行った。

「道路や河川といった公共物には手厚い支援制度がある。だが、いくら道路を直しても、そこに住まう人がいなくなるのではむなし。」「仮設住宅は解体費用も含めて1軒あたり300万円～400万円程度かかるが、いずれ壊すものに補助金があるのに、個人財産として残る場合はダメというのは割り切れない。税金で仮設住宅を大量に作るのを控えて住宅再建を補助する、という考え方はありえる。」「私的な財産に公費をつぎ込むことの是非は問題は依然として残るが、背に腹はかえられない。」(片山知事談)

片山知事は、悩んだ末、被災地の真の復興を願って異例の制度導入に踏み切った。

この支援策は、地震発生から11日目となる10月17日の記者会見で発表された。300万円の支給条件は、「地域を守る」という観点から「被災前と同じ市町村に建設する」というものだけで、全壊、半壊などの被害程度や所得の大小などは一切問わないわかりやすいものにした。

平成13年1月12日には、液状化等により傾斜等をした住宅について、住宅建設又は住宅補修の補助と併せて活用できる「住宅液状化復旧」を補助対象項目に追加し、被災住宅の早期復旧を図った。

この制度を契機として、今後の自然災害による住宅被害からの再建に資するため、「鳥取県被災者住宅再建支援基金」を平成13年7月6日に創設した。

区分	補助対象限度額	補助対象範囲	負担割合
住宅	建設	300万円	住宅の新築、既存の住宅面積の5割以上の建替え又は購入 ※ 居住していた市町村内に建設・購入する場合に限る。
	補修	150万円	住宅の補修又は既存の住宅面積の5割未満の建替え ※ 敷地内の浄化槽、給排水設備、電気設備、ガス設備の補修等を含む。
	液状化復旧	150万円	液状化によるものの基礎の復旧(地盤補強、住宅の整地等を含む)
石垣・擁壁補修	150万円	被災に係る面積部分のみ。従前の石垣等の復旧に要する工事費まで。	県1/3

### 鳥取県西部地震被災者向け住宅復興事業補助金集計

市町村名	住宅建設				住宅補修				住宅液状化復旧			
	件数	補助金実績額			件数	補助金実績額			件数	補助金実績額		
		県費	市町村費	計		県費	市町村費	計		県費	市町村費	計
倉吉市	0	0	0	0	18	6,470	5,385	11,855	0	0	0	0
米子市	180	359,727	179,864	539,591	3,430	1,109,324	740,703	1,850,027	245	124,606	124,649	249,255
境港市	92	184,000	92,000	276,000	2,061	766,654	638,631	1,405,285	10	4,613	3,614	8,227
赤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西伯町	56	112,000	56,000	168,000	1,363	444,244	310,919	755,163	0	0	0	0
会見町	30	60,000	30,000	90,000	711	280,921	203,817	484,738	0	0	0	0
岸本町	5	10,000	5,000	15,000	649	192,359	128,034	320,393	0	0	0	0
日吉津村	4	8,000	4,000	12,000	239	62,397	34,085	96,482	0	0	0	0
淀江町	0	0	0	0	265	83,915	50,874	134,789	4	1,800	1,132	2,932
大山町	2	4,000	2,000	6,000	92	25,469	15,582	41,051	0	0	0	0
名和町	0	0	0	0	13	4,779	3,496	8,275	0	0	0	0
中山町	0	0	0	0	6	1,029	511	1,540	0	0	0	0
日南町	3	6,000	3,000	9,000	349	113,391	67,085	180,476	0	0	0	0
日野町	102	204,000	102,000	306,000	1,287	520,647	795,248	1,315,895	0	0	0	0
江府町	1	2,000	500	2,500	429	130,775	86,084	216,859	0	0	0	0
溝口町	45	90,000	45,000	135,000	1,021	355,453	281,396	636,849	0	0	0	0
合計	520	1,039,727	519,364	1,559,091	11,933	4,097,827	3,361,850	7,459,677	259	131,019	129,395	260,414



住宅復興補助制度の市町村別補助率（住宅建設）

市町村名	補助対象額	県	市町村	本人	備考
倉吉市	300万円	2/3	1/6	1/6	該当住宅なし
米子市	300万円	2/3	1/3	0	
境港市	300万円	2/3	1/3	0	
赤碕町	300万円	2/3	1/3	0	該当住宅なし
西伯町	300万円	2/3	1/3	0	
会見町	300万円	2/3	1/3	0	
岸本町	300万円	2/3	1/3	0	
日吉津村	300万円	2/3	1/3	0	
淀江町	300万円	2/3	1/6	1/6	該当住宅なし
大山町	300万円	2/3	1/3	0	
名和町	300万円	2/3	1/3	0	該当住宅なし
中山町	300万円	—	—	—	規程なし、該当住宅なし
日南町	300万円	2/3	1/3	0	
日野町	300万円	2/3	1/3	0	
江府町	300万円	2/3	1/6	1/6	
溝口町	300万円	2/3	1/3	0	低所得世帯には100万円を上乘せ

住宅復興補助制度の市町村別補助率（住宅補修）

市町村名	補助対象額	県	市町村	本人	備考
倉吉市	～50万円	1/2	1/4	1/4	割合は10万円控除後、10万円を下限
	50～60万円	1/2	1/2	(20万円)	割合は20万円控除後
	60～150万円	1/3	1/3	1/3	
米子市	～50万円	1/2	1/4	1/4	割合は10万円控除後、10万円を下限
	50～60万円	1/2	1/2	(20万円)	割合は20万円控除後
	60～150万円	1/3	1/3	1/3	
境港市	～50万円	1/2	1/4	1/4	高齢者・母子世帯は県1/2、市1/2
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
赤碕町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
西伯町	～10万円	1/2	1/8	3/8	
	10～50万円	1/2	1/4	1/4	町民税非課税世帯は町3/8、本人1/8
会見町	～50万円	1/2	1/4	1/4	町民税非課税世帯は町3/8、本人1/8
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
岸本町	～50万円	1/2	1/4	1/4	5万円を下限
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日吉津村	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
淀江町	～50万円	1/2	1/6	1/3	町民税非課税世帯は町1/3、本人1/6
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
大山町	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
名和町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
中山町	～50万円	1/2	1/6	1/3	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日南町	～50万円	1/2	1/6	1/3	4万5千円を下限
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
日野町	～50万円	1/2	1/2	0	
	50～150万円	1/3	2/3	0	
江府町	～50万円	1/2	1/4	1/4	
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	
溝口町	～50万円	1/2	1/4	1/4	低所得者は町3/8、本人1/8
	50～150万円	1/3	1/3	1/3	低所得者は町1/2、本人1/6



鳥取県西部地震で被害を受けた溝口町が実施する震災復興支援の住宅建設事業を利用した住宅の第一号が二十三日着工し、現地で地鎮祭があった。町は「住宅建設が始まったことで復興に弾み

がつくと期待している。住宅を建設するのは同町畑池の農業、安達一孝さん（妻の音子さん）と築後百年以上という安達さんの住宅は地震で柱が傾くなど全壊の被害を受け、隣接する納屋を改装して仮住まいしている。新築する住宅は木造平

屋建ての2DKで、延べ床面積は四十六・六平方メートル。建築費は約五百万円。県の住宅復興補助金で、町の住宅復興補助金（うち百万円は町が負担）と町が独自に百万円などを充てる。旧宅を取り壊した建設予定地で行なわれた地鎮祭では、近くの大蔵神社

の安江和人宮司が祝詞を上げ、安達さんがくわれ。安達さんは「地震から今日まで長かった。資金面が心配だったが、補助が出てありがたい。一日も早く新しい家で暮らしたい」と喜びをかみしめていた。

また溝口町の杉原良仁福祉保健課長は「被災者にとって一番の不安は住宅の確保。第一号の住宅が着工したことで、復興への光が見えてくるのではないかと話した。今回の地震で溝口町は全壊三千戸、半壊百四十五戸（十五日現在）の被害を受けた。住宅建設事業には、百二十九件の申請がある。

# 震災復興に弾み

## 住宅第1号が着工

復興支援

溝口

平成12年（2000年）11月24日 日本海新聞



# 全国初 液状化被害に支援

## 住宅復興 最高150万円助成

県、制度創設

鳥取県の片山知事は二十四日、鳥取県西部地震で液状化被害を受けた被災住宅に最高五十万円まで助成する全国初の住宅再建支援制度を創設することを明らかにした。全国の自治体で初めて創設した住宅復興補助事業の追加対象とし、液状化被害を受けた住宅の基礎復旧にかかる費用が五十万円以下の場合には県と地元自治体が二分の一ずつ、五十万円を超える場合には超過分の三分の一ずつを県と地元自治体が、本人が三分の一を負担する仕組み。県負担額一億五千万円の補正予算を十二月四日から始まる定例県議会に上程する。

米子市役所で記者会見を目前に被災者に早く安全な住宅を供給するべく、液状化被害を受けた被災住宅に最高五十万円まで助成する全国初の住宅再建支援制度を創設することを明らかにした。全国の自治体で初めて創設した住宅復興補助事業の追加対象とし、液状化被害を受けた住宅の基礎復旧にかかる費用が五十万円以下の場合には県と地元自治体が二分の一ずつ、五十万円を超える場合には超過分の三分の一ずつを県と地元自治体が、本人が三分の一を負担する仕組み。県負担額一億五千万円の補正予算を十二月四日から始まる定例県議会に上程する。

米子市役所で記者会見を目前に被災者に早く安全な住宅を供給するべく、液状化被害を受けた被災住宅に最高五十万円まで助成する全国初の住宅再建支援制度を創設することを明らかにした。全国の自治体で初めて創設した住宅復興補助事業の追加対象とし、液状化被害を受けた住宅の基礎復旧にかかる費用が五十万円以下の場合には県と地元自治体が二分の一ずつ、五十万円を超える場合には超過分の三分の一ずつを県と地元自治体が、本人が三分の一を負担する仕組み。県負担額一億五千万円の補正予算を十二月四日から始まる定例県議会に上程する。



被災を受けた土蔵

ていきたい」として、十宅供給公社も液状化対策ノ海二区地震被災復興委員に市負担分の補正予算を上程する。責任から何らかの支援制「被災住民にとっては大度を検討している」と述べた。新たな補助制度にたいし喜びの表情で話片山知事はまた、「住について、安否確認を団地中

平成12年(2000年)11月25日 日本海新聞

(参考：鳥取県西部地震被災者向けの住宅復興に関する主な支援策の実績)

(平成18年3月末現在)

事業名	適用期間	件数	金額(千円)	備考	
復興住宅資金利子補給事業	申請 H12 ~ H15.3.31	※延5,480	448,648		
災害復興住宅建設資金貸付事業(上乗せ融資)	申請 H12 ~ H15.3.31	貸付	17	(61,500) 28,290	上段括弧書きは貸付金 下段は預託額(貸付残高の46%を県が預託)
		利子補給	※延70	4,148	
		計	87	32,438	
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業	H12 ~ H13.12.31	70	3,810	米子市 62 件、西伯町 7 件、日吉津村 1 件	
空き家活用型住宅家賃等負担軽減事業	H12 ~ H13.12.31	10	855	西伯町 10 件	
公営住宅建設等事業(県嵩上げ)	H13 年度着工分	26	92,029	西伯町(落合団地 14 戸) 日野町(野田団地 4 戸、第 2 黒坂団地 8 戸)	
仮設住宅建設等事業	H12 ~ H14.11.10	28	119,389	日野町(野田団地 4 戸、安原団地 2 戸、 下榎木団地 6 戸、黒坂団地 16 戸)	

※ 各被災者が毎年利子補給を受けているものを重複してカウントしている延べ件数

## 復興対策



日野郡のそば収穫の様子

地震発生後の応急対策が一段落した後は、生活の基盤となる住宅再建をはじめ災害からの本格的な復興対策に取り組むため、平成12年11月2日から従来の県災害対策本部に替えて「鳥取県西部地震災害復興本部」を設置した。災害復興本部の事務局として、総務部次長を室長とする災害復興推進室を併せて設置し、的確な復興対策の推進に努めた。

災害復興本部は、県西部地震でのり面が大きく崩れ、最後まで通行止めとなっていた県道菅沢日野線が平成15年12月5日に開通するなど、災害復興対策が完了したことを受け、平成16年4月1日に廃止された。

## 災害復興本部の設置

## 鳥取県西部地震災害復興本部

事務局：災害復興推進室  
鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき設置

## 〔構成〕

本部長：知事

本部員：出納長、教育長、各部局長、防災監

## 〔業務〕

- ・土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関すること
- ・被災住民の生活再建・生産活動の支援に関すること
- ・災害対策に関すること
- ・その他西部地震に関する復興に関すること

## 災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所

## 〔業務〕

- ・災害復興支援対策の進行管理
- ・市町村の復興対策の把握・調整
- ・災害復興本部の事務局業務

## 〔体制〕

「災害復興推進室」

室長：総務部次長

室員：行政体制整備室職員

「災害復興推進室西部事務所」

所長：西部県民局長

所員：西部県民局県民課職員



被災地の日野郡では、農業水路が崩壊し水稲作ができなくなった水田で、そば転作に取り組むようになった。

## 復興本部会議の開催実績

回数	開催日	内容
第1回	平成12年11月2日	1. 鳥取県西部地震の今後の復興対策の取組みについて 2. 意見交換
第2回	平成12年11月13日	1. 国への緊急要望に対する措置状況について 2. 被災者向けパンフレットについて 3. 鳥取県西部地震関連で活用可能な事業について 4. 先週の被害状況の変化
第3回	平成12年11月27日	1. 被災者向けパンフレットについて 2. 住宅復興補助事業について 3. 被災者への激励品等の巡回展示について（プロスポーツ選手の寄せ書き、色紙） 4. 先週の被害状況の変化
第4回	平成12年12月25日	1. 震災支援策の状況等について 2. 先週の被害状況の変化
第5回	平成13年4月2日	1. 災害復旧・復興支援等の状況 2. 被害状況 3. 鳥取県西部地震関連支援対策（3月30日現在）
第6回	平成13年10月1日	1. 被害状況 2. 災害復旧・復興支援等の状況 鳥取県西部地震関連支援対策（10月1日現在） 3. 復興施策に係る問題点及び今後の課題

## 復興に向けた取り組み等

### (1) 広報活動による復興のPR

「県政だより」による復興に向けた県民の協力を呼びかけるとともに、県政テレビなどで震災の状況や復興への取り組みの紹介を行った。そのほか、被災者支援情報を新聞広告などを活用して周知を図った。

### (2) 災害記録の保存

地震の教訓を後世に伝承するとともに、今後の防災対策に活用するため、地震に関する資料を収集するなど記録保存に取り組んだ。



#### 復興に関する広報一覧

実施時期等	タイトル等	内容
平成12年11月号	(県民向けのメッセージを折り込み)	A4版1枚
平成12年12月号	特集「鳥取県西部地震」	被災状況、県の対応状況及び復興に向けた取組等を紹介
平成13年1月号	特集「鳥取県西部地震を乗り越えて」	復興に向けた県内各地の動きを具体的に紹介
平成17年10月号	鳥取県西部地震から5年	西部地震から5年となる取り組みなどを紹介
平成12年10月16日	「週刊!とりぼーと」(山陰中央テレビ)	復興に向けた県内の動きや知事メッセージ
平成12年12月2日	「とりっ子倶楽部」(山陰放送)	復興へのあゆみを住民インタビュー等交えて紹介
平成12年12月6日	「週刊!とりぼーと」(山陰中央テレビ)	復興に向けた取組を紹介
平成12年10月18日	日本海新聞	全7段、貸付金・県税減免など
平成12年12月1日	日本海新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	全10段、各種融資制度の案内
平成12年12月6日	日本海新聞、山陰中央新報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	全10段、住宅再建のための補助金・融資など
平成12年10月19日	日本海新聞	半5段、住宅等相談窓口のお知らせ
平成12年10月20日	山陰中央新報	
平成12年10月7日～	とりネット、文字放送	被害状況、支援情報等の情報掲載
平成12年10月18日	新聞広告	支援制度紹介
平成12年10月21日	山陰放送ラジオ「どどーんと土曜日新鮮組」	復興に向けて知事への電話インタビュー

#### 鳥取県西部地震災害の記録保存 (包括的に取りまとめたもの)

名称	種別	発行年月	内容
鳥取県西部地震～被災から復興へ～	冊子	平成12年11月	被災状況家復興に向けた取り組みなどを写真中心に掲載 (約50ページ)
平成12年 鳥取県西部地震の記録	ビデオ		被災状況家復興に向けた取り組みなどを収録 (約30分)
平成12年 鳥取県西部地震の記録	冊子	平成13年10月	地震発生から1年間の取り組みを掲載 (約200ページ)
平成12年鳥取県西部地震震災体験記録	冊子	平成13年10月	県民や防災関係者に行ったアンケートの結果や震災体験談を収録 (約120ページ)
「平成12年鳥取県西部地震」記録集	CD-ROM	平成15年3月	各機関の記録・報告書・写真等をデータベースに取りまとめ (資料一覧は巻末別表) 県ホームページにも掲載



### (3) 復興イベント等の開催

地震の教訓を防災活動に生かし防災への意識を高めるとともに、復興への取り組みを紹介し復興状況を広くPRするため、周年大会などのイベントを開催した。



米子震災フォーラムのパンフレット

#### 震災復興に関するイベントの開催実績

名称	開催日	開催場所	主な概要
米子震災フォーラム ～鳥取県西部地震の教訓を活かして～	平成12年 2月6日、7日	米子 コンベンション センター (ビッグシップ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調講演 (鳥取県知事 片山善博)</li> <li>・ パネルディスカッション (県知事、境港市長、西伯町長、兵庫県防災監ほか)</li> <li>・ 分科会                         <ul style="list-style-type: none"> <li>第1：初動体制のあり方 (県防災監ほか)</li> <li>第2：被災者の生活再建支援 (NHK解説委員、県知事ほか)</li> <li>第3：ライフラインの確保 (日本水道新聞社長ほか)</li> <li>第4：災害時におけるメンタルケア (県精神保健センター所長ほか)</li> <li>第5：災害時におけるボランティア活動 (県社会福祉協議会ボランティアセンター所長ほか)</li> </ul> </li> <li>まとめ：安全で活力ある地域づくりをめざして (県知事、兵庫県防災監ほか)</li> </ul>
「鳥取県西部地震」を考える鳥取県民大会 ～西部地震を乗り越えて～	平成13年 10月6日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パネルディスカッション (県知事、西伯町長、日野町文化センター所長ほか)</li> <li>・ 小中学生による復興への取り組み発表 (溝口町立日光小学校添谷分校、日野町立日野中学校ほか)</li> <li>・ 復興モニュメント制作発表 (県立米子高等学校総合学科)</li> <li>・ 復興宣言 (日野町立根雨小学校、県知事) など</li> </ul>
「鳥取県西部地震」を考える2周年県民大会 ～住み続けたいまちづくり～	平成14年 9月28日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調講演 (神戸大学都市安全研究センター教授 室崎益輝)</li> <li>・ 「おにっ子太鼓」演奏 (溝口町立溝口小学校)</li> <li>・ パネルディスカッション (県知事、北海道虻田町長、日南町長、日野ボランティアネットワークほか)</li> </ul>
鳥取県西部地震から5年フォーラム	平成17年 10月6日	日野町 文化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒神神楽「八重垣能」 (県立日野高等学校郷土芸能部)</li> <li>・ 自主防災組織、団体等の知事表彰</li> <li>・ 基調講演 (大阪市立大学教授 宮野道雄)</li> <li>・ 座談会 (県知事、新潟県川口町長、黒坂地区自主防災会会長、山陰放送経営企画局長ほか)</li> </ul>

#### (4) 鳥取県西部地震展示交流センターの開館

地震から6年が経過し、地震当時の記憶が徐々に風化してきている中、震災の経験や教訓を振り返り、後世に語り継ぐ場として、また、最も被害の大きかった日野町の住民や災害ボランティアが集い、被災体験などを語らい、情報共有すや発信をする拠点として、地震発生から6年目となる平成18年10月6日に「鳥取県西部地震展示交流センター」(日野町山村開発センター2階)を設置した。



## 備えの重要性 再認識

鳥取県西部地震から6年

開催した鳥取県西部地震展示交流センターに展示された写真を見る片山知事(6日、日野町根雨)



「鳥取県西部地震展示交流センター」が6日、立てもろろ拠点になった日野町根雨の町山村開発センター内に開館し、セレモニーが行われた。県西部地震の写真や資料などを展示するとともに、研修や座談会を通して来場者が被災者と被災体験や教訓を共有できる場として活用される。

同センターは県が設置し、日野ボランティア・ネットワーク(小谷博徳代表)に運営を委託。開館セレモニーで片山知事は震災直後の様子を振り返り、「貴重な経験を教訓として残すことが

### 展示交流センター開館

「鳥取県西部地震展示交流センター」が6日、立てもろろ拠点になった日野町根雨の町山村開発センター内に開館し、セレモニーが行われた。県西部地震の写真や資料などを展示するとともに、研修や座談会を通して来場者が被災者と被災体験や教訓を共有できる場として活用される。

「鳥取県西部地震展示交流センター」が6日、立てもろろ拠点になった日野町根雨の町山村開発センター内に開館し、セレモニーが行われた。県西部地震の写真や資料などを展示するとともに、研修や座談会を通して来場者が被災者と被災体験や教訓を共有できる場として活用される。

### 「教訓」共有できる場に

鳥取県日野町と境港市で震度6強を記録し、全壊家屋三百三十八、半壊千九百三十九など、県西部を中心に大きな被害をもたらした鳥取県西部地震(八日二〇〇〇年の発生から六年が経過した。時間の経過とともに復旧が進み、今では災害のつめ跡を見ることはできなくなった。人々から地震の記憶が薄れつつある中で、震災を教訓として防災意識を高めようとする。この日、各地で防災訓練などが行われ、あらためて災害への備えの重要性を再認識した。

揚を町内外に働き掛ける」とともに、地域の皆さんの交流の場にした」と語った。会場には、震災直後の被災地の様子を写した写真や震災を伝える号外などパネル約二百枚と震災関連の書籍約二百冊があり、当時の状況を記録したビデオを見ることができ、片山知事は会場の写真に、「懐かしい」と感慨深げだった。

平成18年(2006年)10月7日 日本海新聞

開館後、展示品を見学する片山知事



## 激励品

この地震では、全国各地の非常に多くの方々から様々な支援や激励が寄せられた。

鳥取市在住の日本画家・山川賀寿雄氏のご尽力もあり、プロ野球などのスポーツ界等からも、50点を超えるサインや寄せ書きなどの激励品が寄せられ、県西部地域の市町村等で、平成12年12月から平成13年4月にかけて巡回展示が行われた。

(主な激励品 (在籍はいずれも平成12年当時))

- プロ野球
  - 新庄選手、坪井選手 (阪神タイガース)
  - 王監督、井口選手 (福岡ダイエーホークス)
  - 長嶋氏、田淵氏、R・バース氏 (巨人・阪神OB戦) ほか
- サッカー
  - 北澤選手、廣長選手 (ヴェルディ川崎)
  - 柳沢選手、秋田選手、中田(浩二)選手、秋田選手、相馬選手 (鹿島アントラーズ)
  - 下田選手、森保選手、藤本選手 (サンフレッチェ広島) ほか
- プロゴルフ
  - 青木功選手、尾崎将司・建夫・直道選手、中島常幸選手ほか

福岡ダイエーホークス・王監督からの激励サイン



平成19年1月に開催された激励品展 (鳥取県西部地震展示交流センター)



## お礼状・感謝状

国内・国外の各方面から人的・物的支援及び義援金などの多種多様な支援に対して、知事のお礼状を送付し、謝意を表明した。

なお、物資支援の申し出を受けたが、需要がなく結果的にお断りした方も含めて幅広く送付した。

### (お礼状を送付した方)

- ・義援金、電報、手紙をいただいた方
- ・民間企業等による物資支援や申し出をいただいた方
- ・その他特に多大な支援をいただいた方

### お礼状の送付実績

送付時期	国の機関等	地方公共団体関係	各種団体	民間企業等	個人等	国外関係	計
平成12年12月	10	18	74	86	50	24	262
平成13年1月	2		3			4	9
平成13年2月			4	1	1		6
平成13年4月			7	2		1	10
計	12	18	88	89	51	29	287

※ 各部等が個別に送付したお礼状については含まない。  
お礼状には、「県政だより（平成13年1月号）」抜粋、「被害と現状写真」等を同封した。

### お礼状の一例

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、10月6日に発生しました鳥取県西部地震に際しましては、心温まるご厚情を賜り、ありがとうございます。

今回の地震は、規模がマグニチュード7.3、最大震度6強を記録するなど、阪神・淡路大震災に匹敵するものであったにも関わらず、1人の死者もなかったことが不幸中の幸いでありました。

負傷者106名、全壊家屋366棟、半壊家屋2,265棟をはじめ、道路や港湾の崩壊、工業団地の液状化などあらゆる分野に被害が及んでおり、依然としてその傷跡には大きなものがあります。

しかしながら、皆様からいただいた温かいご支援やご協力を大きな励みとして、県民が力を合わせて頑蔽っております。

去る11月23日には第一号の復興住宅が着工するなど、一歩一歩ではありますが、被災地も着実に復興を遂げております。

また、地震とは直接に関係ない風評による観光客のキャンセルなどへの影響もあり、これらの対策にも取り組んでいるところです。

今「元気いっぱい上鳥取県」をモットーに、県・市町村、さらには多くの県民が、一日も早い復興に向けて、そしてこれまでに以上に活力溢れる鳥取県をめざして懸命に頑張っています。

今後とも、温かく見守っていただきますようお願い申し上げます。略儀ながら書中をもって心からお礼申し上げます。

平成12年12月  
鳥取県知事 片山 善博

### 感謝状の一例

また、長期にわたる支援など、特に多大な支援をいただいた(社)鳥取県建築士会や自衛隊などに対し、感謝状を贈呈した。

平成十二年十月二十七日  
鳥取県知事 片山善博

感謝状

建築士ボランティア  
(応急危険度判定士)代表  
社団法人鳥取県建築士会  
会長 尾崎明 様

平成十二年鳥取県西部地震による災害に際しボランティアとして被災した住宅等の応急危険度判定に迅速に対応し被災者の安全や財産の確保に多大な貢献をされました。よってここに深く感謝の意を表します。

# 支援施策の概要

県や市町村では、被災者が一日も早く元通りの生活ができるよう、様々な分野にわたる支援施策を実施し、新聞やホームページ等の各メディアで広報を行うとともに、避難所や県・市町村の相談窓口等において各種の相談を受け付ける等、積極的な周知活動を行った。

これらの一環として、支援施策の内容や問い合わせ先をとりまとめたパンフレット「鳥取県西部地震で被災された方々へ～県の緊急支援対策～」を2万部作成し、支援施策を有効に活用してもらうための周知に努めた。

※ その他各部局等が実施した支援策や活用できる事業などについては、「平成12年鳥取県西部地震の記録」（平成13年10月発行）を参照

## パンフレット「鳥取県西部地震で被災された方々へ～県の緊急支援対策～」から転載

**鳥取県西部地震で被災された方々へ**  
**～県の緊急支援対策～**

元気です。

平成12年10月6日午後1時30分頃、鳥取県西部地域を震源とする「鳥取県西部地震」により、県内の各方面に多くの被害が生じました。県及び市町村では、この地震で大きな被害を受けた方々が、一日も早く生活の再建が行えるようさまざまな支援を実施しています。被災された方々がこれらの支援策を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめました。どうぞお気軽にご相談ください。

**鳥取県西部地震の被害の概要**  
(平成12年11月17日現在)

人的被害	97名
住家被害	338戸
・全壊	1,939戸
・一部被害	10,487戸
被害総額	約454億円

**問い合わせ・相談窓口等**

※ それぞれの手続きには、申請書や添付書類が必要となります。お気軽に調査員の問い合わせ・相談窓口にご相談ください。  
※ また、経産の発生上全ての支援策を記載しているわけではありません。記載された施策以外のこともご相談ください。

区 市 町 村	総合相談窓口		生活・住宅相談窓口	
	窓 口 名	電話番号	窓 口 名	電話番号
米 子 市	災害復興推進室	0859-23-5630 ～5935	住宅復興窓口	0859-23-5636 ～5637
境 川 町	災害復興推進室	0859-47-1069	防災復興窓口	0859-23-5105
境 川 町	市民生活課	0859-66-3111	生活支援 災害復興推進室	0859-47-1069
倉 敷 町	総務課	0859-64-2211	児童福祉 児童福祉課	0859-47-1051
河 原 町	災害復興推進室	0859-68-4640	住宅補助 総務課	0859-64-2211
日 高 津 町	総務課	0859-27-0211	防災復興 総務課	*
津 江 町	総務課	0859-56-3111	住宅補助 総務課	*
大 山 町	総務課	0859-53-3311	生活補助関係 健康福祉課	0859-39-5055
名 和 町	総務課	0859-54-5201	高齢者課	0859-54-3111
中 山 町	総務課	0858-68-6111	高齢者課	*
白 石 町	総務課	0859-82-1111	生活支援 福祉保健課	0859-82-0374
日 野 町	市民生活福祉課	0859-72-0334	住宅補助 民生	*
江 原 町	総務課	0859-75-2211	住宅補助 民生	*
溝 口 町	災害復興推進室	0859-62-0711	住宅補助 民生	0859-62-0711

**県 関 係**

●生活・福祉・復興関係	0857-26-7144	●農林水産関係	0857-26-7256
福祉保健部福祉保健課	0858-23-3141	農林水産部林業課	0859-31-9641
中部健康福祉センター	0859-31-9315	米子地方農林振興推進課	0859-72-2002
* 日野地域保健福祉部	0859-72-0041	日野 *	0859-42-3167
生活福祉部防災危機管理課	0857-26-7584	●観光関係	
土木部土木課	0857-26-7406	観光部観光課	0857-26-7053
●農工業・サービス関係		西部農林振興課	0859-31-9621
商工労働部経済流通課	0857-26-7249	●教育関係	
西部農林振興工務課	0859-31-9636	総務部総務課(私立学校)	0857-26-7022
		教育委員会事務局	0857-26-7516

ご不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

鳥取市東町1-220 災害復興推進室 0857-26-7844  
米子市総町1-160 災害復興推進室西部事務所 0859-31-9797



さらに詳しい内容や不明な点は、裏面に記載の各市町村担当窓口あるいは連絡先欄に記載の県庁各関係課等に直接お尋ねください。

### < 1 住宅の建替えや補修 >

項目	事業内容	連絡先
1 住宅復興補助金の交付	被害を受けた住宅の新築・購入・改築・増築、住宅の補修・液状化現象等が生じた住宅の敷地の整地等、石垣・擁壁の補修を行われる方に対して、県と市町村で補助金を交付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅新築等 (補助対象限度額) 300万円/戸 (補助率) 県2/3</li> <li>※居住していた市町村内に建設する場合には限ります。</li> <li>住宅補修等 (補助対象限度額) 150万円/戸 (補助率) 50万円以下部分：県1/2 50万円超部分：県1/3</li> <li>石垣補修 (補助対象限度額) 150万円/毛地 (補助率) 県1/3</li> </ul> ※補助対象範囲と市町村の補助率は、地域の実情に応じて各市町村が定めますので、詳しくは市町村にお尋ねください。	住宅課 0857-26-7408
2 災害復興住宅資金(住宅金融公庫等)の利子補給	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給を行います。	住宅課 0857-26-7399
3 災害復興住宅建設資金(県の上乗せ融資)の貸付及び利子補給	上記2に掲げた住宅金融公庫等の融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せの融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子とします。 (融資限度額) 建設 400万円 (20年償還・据置なし) 補修 200万円 (10年償還・据置なし)	住宅課 0857-26-7399
4 民間賃貸住宅への家賃補助	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助します。 (補助限度額) 3万円/戸・月額	住宅課 0857-26-7411
5 民間借上げ空き家への家賃補助	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助します。 (補助限度額) 3万円/戸・月額	住宅課 0857-26-7411

項目	事業内容	連絡先
6 災害復旧資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、次のとおり災害復旧資金をお貸しします。 (対象事業) 住宅の改築、補修等 (貸付限度額) 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 家財が1/3以上の損害を受けた方 150万円 世帯主が1ヶ月以上の借を負われた方 150万円 (償還期間) 10年以内 (償還期間3年以内) (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※世帯人員により所得制限があります。	福祉保健課 0857-26-7158
7 生活福祉資金の中の災害復旧資金・住宅資金の貸付	被災された低所得世帯、障害者世帯 (身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯) あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要資金をお貸しします。 ただし、6の災害復旧資金と重複してお貸しすることはできません。 (対象事業) 住宅の改築、補修等 (資金区分及び限度額) ①災害復旧資金 150万円 ②住宅資金 245万円 ①と②の重複貸付 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※低所得世帯は所得制限があります。	福祉保健課 0857-26-7158 鳥取県 社会福祉協議会 0857-21-2272
8 母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性 (配偶者と離別等した方) が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。 (資金区分と限度額) 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転居費等住宅資金 26万円 (利率) 6年間 (償還期間を含む) は無利子 ※寡婦及び40歳以上の配偶者のない女性には所得制限があります。	子育て支援課 0857-26-7150 西部健康福祉センター 0859-31-9311 中部健康福祉センター 0858-23-3126
9 県営住宅の家賃免除	被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間 (平成13年9月まで) 家賃を全額免除します。 この場合、県営住宅の入居資格 (所得要件等) に関係なく入居でき、家賃は免除期間中の徴収を猶予します。 ※ただし、県営住宅の空き家が生じた場合には限りません。	住宅課 0857-26-7411

### <3 授業料などの負担の軽減>

項目	概要	内容	連絡先
17 所得税の減免	<p>所得税について次のような減免措置等が講じられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取得税の減免</li> <li>被災不動産やそれに替わる不動産に係る減免措置</li> <li>個人事業税の減免</li> </ul> <p>事業用資産に被害を受けた方や住宅又は茶畑に被害を受けた方に対する減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中西等の直轄の提出期間延長</li> <li>災害がやんだ日から2ヶ月以内の期間延長</li> <li>徴収金の徴収猶予</li> <li>全額・半額等の被害を受けた方の徴収猶予</li> </ul>	<p>総務部総務課 0857-26-7022</p> <p>子育て支援課 0857-26-7150</p> <p>医療課 0857-26-7189</p> <p>高等学校課 0857-26-7698</p> <p>各高等学校</p>	
18 私立学校及び私立高等学校の授業料の減免	<p>被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。</p> <p>全額、半額の被害：全額免除 上記以外の被害：半額免除 (対象となる学校)</p> <p>私立高等学校 私立保育専門学校………岩倉郡総務課 私立保育専門学校………子育て支援課 私立福祉衛生専門学校………総務課 私立看護専門学校……… 私立高等学校………高等学校課、各高等学校</p>	<p>日本育英会 0857-26-8328</p> <p>高等学校課 0857-26-7516</p> <p>同和对策課 0857-26-7073</p> <p>同和对策課 0857-26-7534</p> <p>福祉保健課 0857-26-7141</p> <p>医療課 0857-26-7189</p>	
19 奨学金等の返還猶予	<p>奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。</p> <p>(対象資金)</p> <p>日本育英会奨学金………日本育英会 鳥取県育英奨学金………高等学校課 鳥取県専修学校等奨学金………同和对策課 鳥取県専門学校等奨学金………同和对策課 鳥取県奨学奨励資金………同和对策課 介護福祉士等奨学金………福祉保健課 理学療法士及び作業療法士奨学金……… 看護職員奨学金………医療課</p>	<p>奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。</p>	
20 日本育英会奨学金の緊急採用	<p>実家の被災などにより家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる大学生などについて受け付けます。</p>	<p>日本育英会 0857-26-8328</p> <p>在学している各学校</p>	
21 専修学校等奨学金等の年度中途申請の受付	<p>災害等に基づく経済的理由により年度中途において修学が困難となったとき、年度中途における奨学金の貸与の申請を受け付けます。</p> <p>(対象資金)</p> <p>鳥取県専修学校等奨学金………同和对策課 鳥取県専門学校等奨励資金………同和对策課</p>	<p>同和对策課 0857-26-7073</p> <p>同和对策課 0857-26-7534</p>	
22 高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	<p>り災により経済的に就学が困難な方に対して、教科書等を支給します。 (1年以内)にり災により住居に半壊以上の被害を受け、その際、教科書等を紛失した場合)</p>	<p>高等学校課 0857-26-7516</p> <p>各高等学校</p>	

### <2 生活再建と心のケア対策>

項目	概要	内容	連絡先
10 被災者生活再建支援金	<p>住宅が全壊した世帯または半壊で住宅が解体となった世帯に対して、生活必需品等の購入のための経費として支援金を支給します。</p> <p>(支給限度額) 37.5～100万円 ※世帯収入、世帯主の年齢等により支給額が異なります。</p>	<p>防災危機管理課 0857-26-7584</p>	
11 被災地の高齢者等の生活支援	<p>被災されたひとり暮らし高齢者、障害者、母子家庭の母等で、自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合には、その一部を県費助成します。</p> <p>(助成額) 1世帯あたり10万円 (特設20万円) ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり5万円 (特設10万円)</p>	<p>長寿社会課 0857-26-7860</p>	
12 生活福祉資金の特例貸付(小口貸付)	<p>住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とする世帯に貸付をお貸しします。</p> <p>(貸付限度額) 10万円 (1世帯1回限り) (利率) 無利子 ※所得制限はありません。</p>	<p>福祉保健課 0857-26-7158</p> <p>鳥取県社会福祉協議会 0857-21-2272</p>	
13 母子専修福祉資金の貸付	<p>被災された母子家庭の母(母子家庭となつて5年未満の方)に生活資金として、次の資金をお貸しします。</p> <p>(貸付限度額) 月額10.3万円(2年間に限り)。 ・生活資金 月額10.3万円(2年間に限り)。 (利率) 6年割(借入期間含む) 無利子</p>	<p>子育て支援課 0857-26-7150</p> <p>西部健康福祉センター 0859-31-9311</p> <p>中部健康福祉センター 0858-23-3126</p>	
14 「震災・心の健康ホットライン」	<p>心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。</p> <p>実施期間 11月10日～平成13年3月31日 相談時間 午前8時30分～午後5時まで 電話番号 0859-31-2220(米子保健所) 0859-72-2220(米子保健所前支所)</p>	<p>健康対策課 0857-26-7769</p>	
15 医師・保健婦による健康相談	<p>要請のあった市町村で、医師、保健婦による健康相談を実施しています。</p>	<p>健康対策課 0857-26-7769</p>	
16 子どもの心の相談窓口の設置	<p>地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の専用電話で心理判定員等が相談に応じています。 専用電話 0859-33-1471</p> <p>また、災害に起因すると考えられる児童・生徒の心身の哀傷について、臨床心理士などの専門家が電話・訪問により相談を行っています。</p>	<p>小中学校課 0857-26-7512</p> <p>体育保健課 0857-26-7528</p>	

< 4 産業の再建 >

項目	事業概要	内容	連絡先
23 震災対策復興工事業復興のための支援対策	被災を受けた企業を支援するための特別資金をお貸しします。 (償付限度額) 5,000万円以内 (特認1億円) 借入総額 2,000万円以内 (特認5千万円) (償還期間) 10年 (特認2年) (未償利率) 保証無0.64%、保証付0.54% (信用保証料) 当初6年間は無利子 当初6年間は0% 0.4% 当初6年間は0% 被災された企業が融資を受けた場合、融資が行われた日から6年間、未償利率を0%とします。 融資の実行の日から6年間、信用保証料を0%とします。	経営流通課 0857-26-7249 商工団体	
24 鳥取県西部地震に係る農商工利度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が平成12年10月6日以前に農商工利度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施します。 (内容) 1年以内の償還猶予及び1年以内の償付期間延長	経営流通課 0857-26-7249 商工団体	
25 中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金をお貸しします。 (償付限度額) 一般 5,000万円 組合等 6,000万円 (償還期間) 7年 (特認1年) (担保保証人) 金融機関が定める (未償利率) 保証無2.43% 保証付2.05% (信用保証料) 0.8%	経営流通課 0857-26-7249 商工団体	
26 中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金をお貸しします。 (償付限度額) 経費の2/3以内で 5,000万円 特認あり (償還期間) 12年 (特認2年) (担保保証人) 金融機関が定める (未償利率) 保証無2.70% 保証付2.31% (信用保証料) 0.8%	経営流通課 0857-26-7249 市町村 (即小売サービス業のみ)、 商工団体	
27 小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に次の融資を行います。 区分 一般 小口 特別 小口 対象者 従業員20名(商業サービス10名以下) 従業員20名(商業サービス5名以下) 償付限度額 1,500万円 1,000万円 償還期間 設備7年 (特認1年) 運転5年 (特認6月) 未償利率 1.82% 信用保証料 0.6%	経営流通課 0857-26-7249 市町村、商工団体	
28 同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の同和地区中小企業を対象に次の融資を行います。 区分 一般 小口 特別 小口 対象者 従業員20名(商業サービス10名以下) 従業員20名(商業サービス5名以下) 償付限度額 1,500万円 1,000万円 償還期間 設備7年 (特認1年) 運転5年 (特認6月) 未償利率 1.82% 信用保証料 0.5%	経営流通課 0857-26-7249 部 連解放同盟鳥取県連合会 0857-22-2361 市町村、商工団体	

項目	事業概要	内容	連絡先
29 小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入に要する経費をお貸しします。 (償付限度額) 経費の1/2以内で4,000万円 (償還期間) 7年 (特認6月) (担保保証人) 担保業 保証人2名 (未償利率) 0%	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを行います。 (償付限度額) 6,000万円 (償還期間) 7年 (特認6月) リースは3~7年 (担保保証人) 保証人2名 (割賦利率) 2.5% (リース料) 1.394~2.992%	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
30 小規模企業者等設備貸与	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを行います。 (償付限度額) 6,000万円 (償還期間) 7年 (特認6月) リースは3~7年 (担保保証人) 保証人2名 (割賦利率) 2.5% (リース料) 1.394~2.992%	従業員20名(商業サービス5名)以下(特認あり)の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを行います。 (償付限度額) 6,000万円 (償還期間) 7年 (特認6月) (担保保証人) 2名 (割賦利率) 2.5%	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011
31 中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を図るための設備の割賦販売を行います。 区分 一般 特 別 対象者 経営基盤の強化を図る企業 経営基盤の強化を図る企業 従業員21名~80名以下 従業員300名以下 (商業サービス5名~20名以下) (特認あり) 償付限度額 6,000万円 8,000万円 償還期間 7年 (特認6月) 保証人 2名 割賦利率 2.5%	経営流通課 0857-26-7249 (財)鳥取県産業振興機構 0857-52-3011	
32 鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り受けた場合に、借入れ後6年間に限り、金利負担と保証料負担をゼロにします。 (未償利率) 0% (信用保証料) 0%	経営流通課 0857-26-7260	
33 水産業復興支援緊急対策資金の貸付	被災された漁業者、水産加工業者、漁協等に借入に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、被災された加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。 (未償利率) 借入後6年間に限り0% 7~10年 0.6% 漁業近代化資金及び農林漁業金融公庫資金 借入後6年間に限り0% (信用保証料) 上記資金については借入後10年に限り0% ※無担保保証制度もあります。	水産課 0857-26-7313	
34 林業改善資金の貸付 (被害森林整備資金)	被災された森林所有者の方に対してお貸しする被害森林の整備に必要な資金について無利子とします。 (償付限度額) 120万円/ha (未償利率) 0% (償付期間) 5年	林務課 0857-26-7264	

# 鳥取県西部地震の被災者の皆さんへ

鳥取県では被災者の皆さんの一日も早い生活の再建と安定に向けて、いろいろな制度や相談窓口を設けています。

## 貸付金について

被災されたかたの生活や事業（商工関係、農林水産業関係）、住宅などに対するいろいろな貸付制度があります。これらの貸付金に関する相談を次のところで受け付けています。

業務内容：各種貸付金制度の紹介、各貸付金の相談先、申込先の紹介

### 鳥取県西部地震被災者等貸付金制度相談窓口

- 鳥取県経営流通課内（鳥取市東町1-220鳥取県庁） ☎0857-26-7249
- 鳥取県西部農林局農工商課内（米子市税関1-160鳥取県西部総合事務所） ☎0859-31-9636
- 米子市災害対策相談窓口（米子市加茂町1-1米子市役所） ☎0859-23-3099・3082
- 境港市地震災害総合相談窓口（境港市上道町3003境港市役所） ☎0859-47-1069
- 西伯町商工会内（西伯郡西伯町法勝寺371-1） ☎0859-66-2035
- 日野町商工会内（日野郡日野町榎南341-2） ☎0859-72-0249

## 県税の減免等について

●減免 被害を受けられたかたは、不動産取得税と個人事業税が次のとおり減免されます。

### ○不動産取得税

要件	減免額される額
災害により失われたり、損かした不動産に代わる不動産（代替不動産）を被災後5年以内に取得した場合	A×B×税率＝減免額 A:代替不動産の1㎡当たりの価格 B:被災不動産の被災部分の面積
取得した不動産が、取得の直後に災害により失われたり、損かした場合は	A×B×税率＝減免額 A:被災不動産の1㎡当たりの価格 B:被災不動産の被災部分の面積

注)代替不動産、被災不動産の1㎡価格とは全国的に統一した基準で評価した価格（購入価格や建築工事費とは異なります。）を延床面積で除した価格です。

### ○個人事業税

要件	事業所得	減免の割合
災害により、事業用資産の損害金額がその資産の価格の2分の1以上で、前年中の事業所得が1,000万円以下である場合	500万円以下	全
減免される額：平成11年の事業所得に対する税が次のとおり減免されます。	500万円を超え 750万円以下	2分の1
	750万円を超え1,000万円以下	4分の1

### ●県税の申告書等の提出期限の延長

被害を受けられた県税の納税者または特別徴収義務者は申請に基づき、申告などに関する書類の提出、納付または納入の期限が延長されます。（災害が終わってから2か月）

### ●徴収の猶予

県税の納税者または特別徴収義務者がその財産に災害を受け、県に徴収金を一時に納付（納入）することができないと認められるときは、申請にもとづき徴収が猶予されます。

【問合せ先】 鳥取県西部県税事務所（米子市税関1-160） ☎0859-31-9621  
鳥取県庁 税務課（鳥取市東町1-220） ☎0857-26-7053

## 住宅が全壊した世帯に支援金が支給されます

### ○支給対象

鳥取県内に居住する住宅が全壊した世帯（半壊で解体となった住宅も含む）

### ○対象となる経費

・生活に必要な物品の購入費または修理費、移転費（最高70万円）  
・世帯の状況に応じた物品（ペーパーベッド、学習机など）の購入費または修理費、交通費、礼金、医療費など（歳高30万円）

### ○支給金額

世帯収入額合計	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	年齢は問いません	100万円	75万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円

### ○申請窓口 市町村役場

○必要な書類 支援金支給申請書、住民票または外国人登録簿記載書類、災証明書（写しでも可）、所得証明書、預金通帳の写しなど

### 【問合せ先】

### 市町村役場

鳥取県庁防災危機管理室 ☎0857-26-7873

## 高等学校授業料が減免されます

### ●減免が受けられる場合

鳥取県西部地震により資産が著しく損なわれ、授業料の支払いが困難である場合であると認められるときは高等学校生徒の授業料が減免されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・生徒の属する世帯の所得が一定の基準を上回る場合
- ・日本育英会、その他の奨学金の貸与または給付を受けている場合

### ●減免の種類

全額免除：家屋が全壊または半壊した場合  
半額免除：上記以外の場合（一部破損など）

●必要な書類：減免申請書、災証明書（写しでも可）、所得課税証明書（世帯全員）

【申込・問合せ先】 各高等学校

県では、このほかにも健康や住宅に関する相談窓口なども設置しています。気軽に利用してください。

被災状況、被災者の皆さんへの支援制度やいろいろなお知らせを県のインターネットホームページ「とりネット」に掲載しています。

URL <http://www1.pref.tottori.jp/>

## 鳥取県

平成12年（2000年）10月18日 日本海新聞

# 鳥取県からののお知らせ

## 「鳥取県西部地震」により被災されたかたへの生活再建支援

鳥取県西部地震により被災されたかたがたに対し、県では、次のような相談窓口を設置しましたので、気軽にご相談ください。

- 生活・福祉・医療関係（災害援護資金、住居の修繕・改築のための資金など）  
県庁福祉保健課（☎0857-26-7144）、県庁環境政策課（☎0857-26-7184）  
県庁住宅課（☎0857-26-7408）※住宅金融などの貸付手続きは最寄りの金融機関へ
  - 商工業・サービス業関係（中小企業等の運転資金・設備資金など）  
県庁経営流通課（☎0857-26-7249）、県西部農林局（☎0859-31-9636）  
米子市災害対策相談窓口（☎0859-23-3099）  
境港市地震災害総合相談窓口（☎0859-47-1069）  
西伯町商工会（☎0859-66-2035）、日野町商工会（☎0859-72-0249）
  - 農林水産業関係（被害農業者、林業者、漁業者等に対する各種貸付金など）  
県庁農政課（☎0857-26-7256）、県米子地方農林振興局（☎0859-31-9641）  
県日野地方農林振興局（☎0859-72-2002）、  
県境港水産事務所（☎0859-42-3167）
  - 県税関係（不動産取得税及び個人事業税の減免など）  
県庁税務課（☎0857-26-7053）、県西部県税事務所（☎0859-31-9621）
- ※または、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

## お知らせ「2001年版県民手帳」予約受付中!

使いやすいポケットサイズの日記式手帳です。

別冊／資料編（県勢、市町村勢一覧、各公共機関・宿泊施設便覧、観光案内、各市町村の主要年中行事など）、東京都・大阪府地下鉄路線図  
価格／500円 発売時期／10月下旬  
【申込・問合せ先】 鳥取県統計協会（県庁統計課内）（☎0857-26-7103）  
市町村統計主管課

毎週木曜日掲載

鳥取県庁への郵便物は〒680-8570 鳥取県庁 ●●●課で届きます。 ●インターネットURL  
〒680-8570 鳥取県庁 広報課 【☎0857-26-7021・7754・7755 FAX0857-29-6621】 【とりネット】<http://www1.pref.tottori.jp/>

## イベント 林業試験場まつり

日時／10月22日（日）午前10時～午後3時

会場／県林業試験場（河原町稲常）

- 内容／ ●展示：試験研究成果、林業機械 ほか  
●体験：木工教室、リースづくり、丸太切り ほか  
●実演：高性能林業機械 ほか  
●21世紀の森散策  
●なめこ汁サービス（先着500人）  
●その他：郷土芸能、農林水産物の即売

※当日は、無料シャトルバスを運行します。  
鳥取駅南口発（9:30、9:50、11:30、12:30）、  
鳥取県庁発（9:30、11:30）

【問合せ先】 県林業試験場（☎0858-85-2511）

## お知らせ 里親制度をご存じですか？

### 10月は里親月間です

里親制度は家庭の事情により、家庭で養育できない児童を、温かい愛情と正しい理解を持った里親の家庭に預けて、その家庭で養育し、児童の健全な育成を図るための制度です。里親の認定は、児童相談所が行った家庭調査をもとに、知事が行います。なお、養子縁組をする「養子里親」についても、気軽にご相談ください。

【申込・問合せ先】 中央児童相談所（☎0857-23-1031）  
倉吉児童相談所（☎0858-23-1141）  
米子児童相談所（☎0859-33-1471）



10月21日（土）午前10時15分～10時30分（山陰放送）

- きこパワーの不思議
- 21世紀農業の学習拠点～農業大学校～

平成12年（2000年）10月19日 日本海新聞

# 鳥取県西部地震で被災された皆さんへ

鳥取県では、被災者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、さまざまな支援を行っています。

## ■住宅の再建のために

●住宅の改築や石垣などの補修に対し市町村と協力し復興補助金を交付します

区分	対象者	補助限度額	申込期限など
建設 購入	自ら所有し居住されている住宅が被災されたかたで、り災住宅に代わる住宅を新築、購入されたり(り災住宅と同一市町村内に限る)、り災住宅の過半の増改築を行うかた	300万円	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの。
住宅 補修	自ら居住する住宅の所有者で、被災した住宅を補修または既存面積の半分以上の増改築を行うかた(敷地内の給排水・電気ガス工事、液状化などによる整地工事なども含む)	150万円	平成13年10月5日 ※ただし、平成14年10月31日までに完成するもの。
石垣・擁壁	崩落により、自分の住宅や他人の住宅などに被害を及ぼしたり、道路、水路など地域住民の生活に支障をきたすと認められる石垣や擁壁を修理したり撤去するかた	150万円	平成13年10月5日 ※ただし、平成14年10月31日までに完成するもの。

※事業の実施について市町村によって、取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。 **問合せ先 各市町村**

●住宅金融公庫などから災害復興住宅融資などを受けられたかたに利子を助成します

対象者	住宅が被災し、新たな家の建設(同一市町村内)及び住宅や石垣、擁壁などの補修に要する資金を、住宅金融公庫や民間金融機関などから受けたかた ※ただし、補修の場合は10万円以上のものが対象となります。
利子助成の対象となる貸付限度額	○建設の場合 2,080万円 ○補修の場合 970万円
助成する利率	融資が行われた日から6年間、最高2.1%の利子を助成します。
申込期限	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの
その他	利率率、償還期間などは各資金によって異なります。資金についての詳しいことは、融資を受けられる金融機関などにお問い合わせください。

※申込方法など詳しいことは、お問い合わせください。 **問合せ先 県庁住宅課(☎0857-26-7399)**

●住宅金融公庫や民間金融機関などから、住宅の建設(同一市町村内)や補修などに要する資金の融資を受けられたかたに対し、上乗せして融資する制度を設けます。この上乗せ融資は、融資が行われてから6年間は利率が0%になります。

区分	建設の場合	補修の場合(10万円以上のもの)
上乗せ融資限度額	400万円	200万円
償還期間	20年以内(据置期間なし)	10年以内(据置期間なし)
利率	年2.1%(融資が行われてから6年間は0%)	
申込期限	平成14年10月5日 ※ただし、平成15年10月31日までに完成するもの	

※申込方法など詳しいことは、お問い合わせください。 **問合せ先 県庁住宅課(☎0857-26-7399)**

## ■住宅を借りられるかたのために

●被災されたかたが、民間賃貸住宅に入居された場合、市町村と協力して家賃を助成します。

**助成限度額** 1か月当たりの家賃が6万円以上の場合:3万円  
1か月当たりの家賃が6万円未満の場合:家賃の2分の1の額  
**助成期間** 契約の日から1年間(ただし、最長平成13年12月31日まで)  
※事業の実施について市町村によって取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

問合せ先 **各市町村**

●被災されたかたが県営住宅に入居された場合は、1年間家賃を全額免除します。

被災されたかたが、県営住宅に入居される場合は、所得要件など入居資格に関係なく入居できます。平成13年9月まで家賃を全額免除し、敷金についても平成13年9月まで徴収を猶予します。  
※ただし、当初募集した43戸は既に満室となりましたので、今後、空室が発生した場合に申込を受け付けます。

問合せ先 **県米子土木事務所建築住宅課(☎0859-31-9751)**

## ■心身の健康のために

●「震災・心の健康ホットライン」を開設しています。

被災地の住民のかたの心身のストレスや精神的不安などに関する相談をお受けする専用電話を設置しています。気軽に相談してください。

**設置期間:**平成13年3月31日まで  
**相談時間:**午前8時30分～午後5時まで  
**相談窓口:**○西部健康福祉センター(米子保健所) ☎0859-31-2220  
○西部健康福祉センター(米子保健所・根雨支所) ☎0859-72-2220

## ■修繕工事などを契約されるかたへ

●修繕工事などの契約は慎重に

地震発生以降、県消費生活センターに修繕工事などの契約に関する相談が多数寄せられています。契約する前に、もう一度次のことに注意して慎重に契約しましょう。

- ◆工事方法、金額などの説明を十分に受けましょう。高額の場合は複数の業者の見積り进行比较することも必要です。
- ◆契約書は必ず受け取りましょう。
- ◆訪問販売では、契約書を受け取った日から8日以内であれば契約の解除(クーリング・オフ)ができます。解除したいときは、書面で行うなど適切に対応しましょう。

※次の場合はクーリング・オフができない場合もあります。  
①墓石・灯ろうの修理など法律の対象外の商品など  
②契約の意思を示して業者を訪ねたとき  
このほかにも、契約や商品などについて困ったり、疑問に思われることなどがありましたら、気軽にご相談ください

問合せ先 **県消費生活センター(☎0859-34-2648)**

鳥取県

平成12年(2000年)12月6日 日本海新聞



復興に取り組む被災地の様子

## アンケート調査

地震を体験された多くの県民の方々の地震発生当時の状況や行動、災害への対応策などや、災害対策に様々な分野から取り組んだ防災関係者が震災で得た教訓を、今後の地震防災対策を検討するための基礎資料とするため、アンケート調査を実施し「平成12年鳥取県西部地震震災体験記録」として取りまとめた。

※ この震災体験記録の中から、県民に対するアンケート結果を数点転載する。(回答者数784、単位は%)

### アンケートの概要

#### (1) 調査時点

平成13年3月

#### (2) 調査対象者

- ・ 県民調査 (14市町村)  
1,000名 (回収率78.4%)
- ・ 防災関係者 390名 (回収率65.6%)

#### (3) 主な調査項目

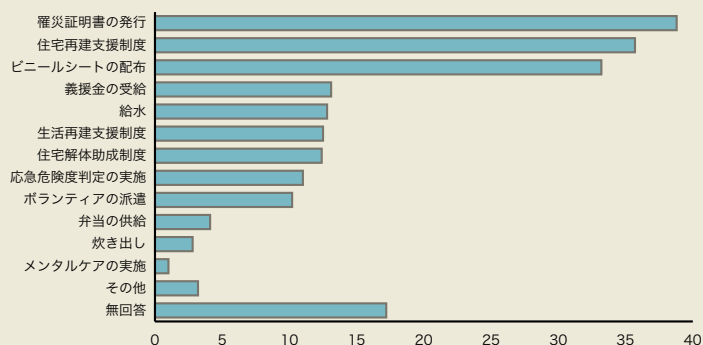
- ・ 地震発生時の状況
- ・ 最初に知りたかった防災情報
- ・ 有効だった災害対策
- ・ とても不満と感じた災害対策
- ・ 県・市町村で早急に強化すべき防災対策 など



アンケート結果が掲載された「平成12年鳥取県西部地震震災体験記録」

### ◆ 御家族にとって、とても有効であった災害対策は、何ですか。(回答は3つ以内)

「罹災証明書の発行」「住宅再建支援制度」「ビニールシートの配布」が有効だったという回答が多い。

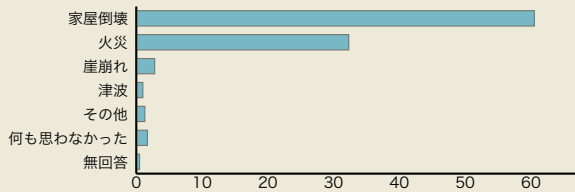


#### 自由記載欄から抜粋

- ・ 家の損壊による補償資金の助成をさせていただいて、本当に助かりました。災害を受け、落ち込んだ気持ちの時に一筋の希望の明かりを見つけた思いでした。
- ・ 県知事、市町村の職員の方々、またボランティアの人々がいち早く一生懸命努力されて被害に遭われた方も心強かったと思います。
- ・ 息子たち、兄弟、親戚、有人等遠方にいる人たちからの連絡を「災害用伝言ダイヤル」「171」ダイヤルで知ったことは、大変嬉しく励まされました。
- ・ 住宅損害に対する補助金は額の大小はともかく、非常に心の支えになった。
- ・ 片山知事の速やかな判断、対応はすばらしいと思う。この事により県民、被災地とも鳥取県は安心して暮らせるという精神的にも救われたような気がします。
- ・ 奥日野温泉がその日から無料で入らせてくださった。涙が出るほどありがたかった。

### ◆ 地震が発生した時に、最も危険と感じたことは、何ですか。(回答は一つだけ)

ほとんどの人が「家屋倒壊」または「火災」を最も危険と感じている。

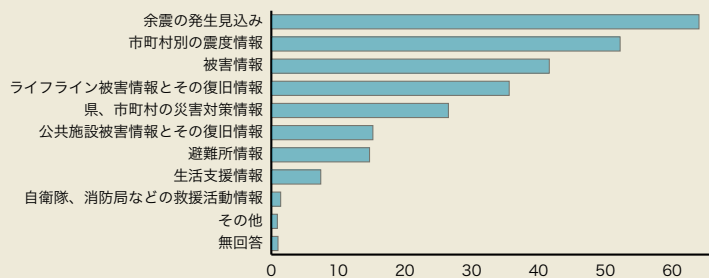


#### 自由記載欄から抜粋

- ・避難場所へ行くまで、家々の建っている所を通り抜けるのに屋根瓦また、窓ガラスの飛び散る危険があった。
- ・隣の近くに原子力発電所があり、一番に異常がないかと不安になった。
- ・私は二階にいましたが階段の側まで行くのがやっとで、柱につかまっただまま身動きができませんでした。そして家がどちら側に倒れるかそればかり考えていました。
- ・会社事務所の揺れは大変すく事務所が倒壊しないかと一瞬の下に体を入れました。揺れがおさまりすぐ外に出ました。

### ◆ 地震発生後に、真っ先に知りたかった防災情報とは、何ですか。(回答は3つ以内)

半数以上の人が地震発生後、最初に必要とした情報として、「余震の発生見込み」、「市町村別の震度情報」をあげている。

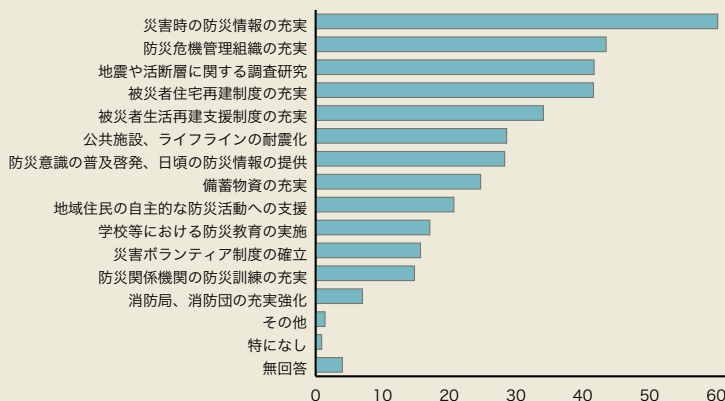


#### 自由記載欄から抜粋

- ・地震発生の見込みをしてもらいたかった。余震の見込みもなかった。
- ・地域の情報提供や確認のルールやルート。
- ・地震や活断層に関する専門的な情報が欲しい。
- ・市町村別の震度情報の詳細を早々に知らせること。余震の発生見込みをもっと詳しく知らせること。(テレビ・ラジオを通じて)

### ◆ 今回の地震を契機に、県や市町村で早急に防災対策を強化すべきと考えることは、何ですか。(回答は5つ以内)

早急に強化すべき防災対策として、「災害時の防災情報の充実」が最も多く、次いで「防災危機管理組織の充実」「地震や活断層に関する調査研究」「被災者住宅再建制度の充実」「被災者生活再建支援制度の充実」などが続いている。



#### 自由記載欄から抜粋

- ・1部落に1箇所くらい、赤電話を付けてもらいたい。
- ・市町村、広域行政の連携について改めて、地域住民によく分かる救済対策など考え直してほしい。
- ・県や市町村に防災の認識を再度検討してもらって、今の現状でなくもっと充実した防災計画やチェックリストの作成を早期にしてもらいたい。器材の装備をお願いしたい。
- ・これを教訓に我が家でも対策を講じることはもちろん、地域(町内)でも情報交換や防災組織作りをし、助け合っていける町づくりが必要だと感じました。
- ・突然の災害の時、どこに避難すれば良いか分からないので、緊急の時のために地区の住民の人にどこへ逃げると良いかを指導しておいて欲しいと思いました。
- ・集落と町部との交通手段を早急に確保することが一番大切なことと痛感した。

## 地震を教訓とした取り組み

この地震では、市町村が現場対応で手一杯となったため十分な報収集ができなかったり、県や市町村で地震を想定した物資備蓄をほとんど行っていなかったため避難者等に対する生活必需品の供給が不十分な事例も発生するなど、多くの課題が見受けられた。これらの教訓を生かし、次のような防災対策に取り組んでいる。

### 鳥取県被災者生活再建支援制度の創設

この地震で実施した住宅再建支援制度を恒久化し、台風などを含む幅広い自然災害による被災地域の住宅再建を支援するため、県と市町村が共同で積み立てる「鳥取県被災者住宅再建支援基金」を創設した。被災世帯への支給額は、鳥取県西部地震の基準とほぼ同様とした。

- ・制度創設：平成13年度
- ・対象災害：  
風水害や地震・津波などの自然災害等で全壊家屋が全县で10戸以上
- ・支援対象：被災住宅の新築・購入・補修
- ・支援額：新築・購入300万円、補修150万円
- ・支援要件：所得制限なし、年齢制限なし、被災程度条件なし
- ・基金：50億円（目途）、県・市町村が毎年2億円積立（拠出割合：各1/2）

### 防災センターの整備

県西部地震発生当時、県災害対策本部室と事務局の中心を努める危機管理室が別々のフロアにあったため、災害対策本部の運営が十分円滑ではなかった。

このため、災害対策本部の迅速な立ち上げと円滑な運営を行うため、県庁第二庁舎3階を防災センターとして整備することとし、常設の災害対策本部室の設置や災害対策本部事務局を努める防災危機管理課、消防課の各執務室を同一フロアに配置した。

- ・整備年度：平成15年度（平成16年3月完成）
- ・災害対策本部室：  
約20m×約9m、本部員等36席、事務局36席、報道関係者16席
- ・主な設備：  
大型プロジェクタ（100インチ×2面）、映像記録機器等



完成直後の県防災センター（県災害対策本部室）

### 災害時緊急支援チーム

県西部地震の際に、課長級の幹部を含む職員を市町村に派遣し、市町村を支援したことが非常に有効だったことから、大規模かつ重大な災害が発生した場合、県の専門職員によるチームを編成、被災市町村に派遣し、当該市町村の災害応急対策の迅速な実施を支援することを目的に、「災害時緊急支援チーム」の制度を設けた。

- ・制度創設：平成14年11月
- ・チーム構成：  
5名（事務要員2名、土木技師1名、建築技師1名、保健師1名）  
※ 職員数は被災状況や市町村の要望等に応じて適宜増減  
事務要員は次長、課長級等の幹部職員で編成
- ・派遣期間：発生後概ね1週間程度（状況に応じて延長、交代）
- ・支援内容：  
市町村災害対策本部に対する助言や支援  
初動対応の技術的支援  
県や関係機関との連絡調整 など



## 職員災害応援隊

大規模災害時には大量の人員が必要となるため、あらかじめ応援出動可能な職員を登録・組織化しておく「鳥取県職員災害応援隊」の制度を設けた。

- ・制度創設：平成15年4月
- ・隊員登録：  
希望職員で構成し長期的な目標は550人(平成19年1月1日現在225名)
- ・活動内容：  
市町村等が行う災害応急対策への応援活動（作業補助）



平成16年台風第21号で初めて出動し活動する応援隊職員（智頭町）

## 県と市町村の連携備蓄

防災備蓄として県と市町村の役割分担をあらかじめ定めて連携して備蓄を行う「県と市町村の連携備蓄」の制度を設けた。

備蓄品目については、県西部地震の被災者等のアンケートにより要求の多いものから順に選択した。

- ・制度創設：平成13年度
- ・役割分担：  
県・・・共通利用される大型資機材（仮設トイレなど4品目）  
市町村・・・個人ごとに必要とされるもの（食料、簡易トイレ、毛布など18品目）



絶望的に見えた被災地も、多くの人たちに支えられ、  
徐々に復興へと向かっていった。  
そして、いつしか被災地に笑顔が戻ってきた。  
この経験をいつまでも忘れることなく、心に留めて...

# Chapter 3

## 震災を振り返って 震災体験談

- 岩下 文広 (県防災監)
- 塚田 勝 (県土木部次長)
- 野々村 憲 (県根雨土木事務所  
維持管理課課長補佐)

- 坂本 昭文 (西伯町長)
- 西本 ミネ (溝口町職員)
- 松本 利秋 (日野町企画振興課長)

- 西田 良平 (鳥取大学工学部教授)
- 坂田 善穂 (自衛隊鳥取地方連絡部長)
- 米村 建治 (境港水産振興協会副会長)

- 原田 豊 (県精神保健センター所長)
- 堀江 裕 (日野病院長)
- 国本 英子 (西伯町社会福祉協議会  
事務局職員)

- 山下 弘彦 (日野ボランティア・  
ネットワーク)

- 唐来 秀夫 (会見小学校教諭)
- 井原 孝 (根雨高校教頭)
- 河平 美美子 (根雨保育所長)

- 坂出 清子 (日野町黒坂)
- 宮脇 光男 (日野町消防団長)
- 吉田 一博 (大沢川暗渠排水路  
被害者連絡協議会)

## 震災を振り返って

## 震災体験談

被災者、支援者など、様々な立場から復旧復興に携わった方々に、当時の記憶を振り返っていただいた。

寄稿者の職名等は、被災当時のものとしました。

## ■ 岩下 文広 (県防災監)

### 1 事前準備がうまくいったこと

平成11年7月に防災監制度がスタートし、準備が開始されたことをまず評価したいと思います。最初は、体制作りと予算要求であります。予算要求は、訓練経費とマニュアル作成経費が主たるものであった。組織要求は消防防災課を消防と防災に分けるものでありました。その他に災害対策室の独立化も要求しました。折衷案となり、通常は会議室使用で災害時は専用であります。これでもまだ良いほうで、当時の防災計画には災害対策本部は講堂となっていたのですから。

平成12年4月からマニュアル作りと訓練が始まりました。マニュアルは手作りです。これが実践に役立った。各部でのそれぞれの対応も始まった中、生活物資調達の協定が鋭意進んで実践に役立った。

次に、防災訓練では、7月31日の図上訓練、実施訓練を米子で開催したことである。米子市、自衛隊、警察、消防、県など一方で図上訓練を行い、もう一方で実施訓練を行うという誠にハードなものでありました。震度想定、地震発生区域想定ともやがて来る西部地震と大きな差はありませんでした。

### 2 後世に伝えたいこと

災害が発生してもまもなくブルーシート張りを西部消防にお願いしたことがありました。局長は了解、直ちに実施されるものと思っていたら、シート張りを職員が拒否しているとのこと、誰から給料を貰っているのか、被災した市町村ではないか、何を考えているのか、開いた口がふさがらない。そこで自衛隊にお願いしたら直ちにOKである。お陰で消防も動き始めることに、何かおかしい、私の権限外のことなので、これ以上のことは差し控える。

### 3 その他

発災時や事後の対応についてはいろいろ記録があると思うので、記録にないことを中心に書いてみました。防災監は防災を一心に考えるということで設置された職である長たる者、他の幹部が言ったからといって考え方を変えてはいけません。防災監は、合理性を持って、真剣に鳥取県の危機管理を考えている。かつての鳥取県地域防災計画に示す被害想定は鳥取市を中心に策定されている。誰がこんな馬鹿なものを作ったのか、専門家に聞いたことがある、県職員がそのようにしるのとこのこととされるとおりにし



たとのこと。当時と今は違うからこんなことは起こらないと思うが、気を抜いてはいけません。根拠のない被害想定は作ってはいけません。県民の生命と財産を守る立場にある県がこんな対応をしてはいけません、遠い先のことからと言って手を抜いてはいけません。防災に携わる者は、自分が県民の生命と財産を守る責任があることを忘れてはならない。

地震対策について、職員の意識改革や体制作りについてその琴線に触れる部分を主に記述したところであるが、中でも一番重要な事項について記述しておきたいと思う。

平成11年4月に片山知事が当選し、7月に防災監の設置や、震災対策のための組織を大胆に作ったことである。なぜ、ここで言うかということ、鳥取県西部地震の前後をよく考えていただくことわかるのでありますが、その5年前に起こった兵庫県の阪神・淡路大震災では多くの犠牲者が発生しました。

当時の兵庫県の体制は2人しかいないという状況であった。その教訓を全国自治体が活かして、その後、鳥取県はスタッフを増強し、防災監等も設置していた。こういった準備態勢が整った後に、鳥取県西部地震が発生したのである。

ここで改めて、片山知事の見識に高い評価をするものである。

## ■ 塚田 勝（県土木部次長）

### 11日間できた西部地震住宅再建支援制度

地震の翌日10月7日（土）夕方、防災ヘリコプターで被災地から対策本部に戻った知事は、現地の被害状況を本部員に伝え、対策を協議、指示を終えた後、本部に詰めていた当時土木部次長の私に、「独居老人が再び家を建てる気になるような制度を秘密裏に検討するように」（10月7日のメモから）と指示をした。

当時の住宅課、森本課長、藪田課長補佐等と現行制度の情報収集と分析の結果、融資制度や阪神大震災後に成立（平成10年5月）していた被災者生活再建支援法があったが、この法は全壊世帯に最高100万円（家財道具の調達等に要する経費）を支援するもので所得制限等細かい制約があった。もちろん、住宅本体の支援は対象外であった。

鳥取県版住宅再建支援の当初案は、利子補給、県単独かさ上げ融資制度中心とならざるを得なかった。被災地には高齢者世帯が多い。しかし、高齢者には住宅金融公庫ですら融資が難しい実態もあった。融資が受けられなくても、自力で又は県外などの子供の支援を受けて家を再建する高齢者には、200万円（建替え融資を受けた場合の利子補給相当額）を助成する制度を考えた。

災害対策本部で知事に当初案を説明したのは10月11日頃であったと思う。毎日のようにヘリコプターで現地に通い、2週間知事室に帰らず、対策本部で指揮を執っていた知事との協議、決裁は、職員の総てが本部で行っていた。周囲には報道関係のデスク、真に情報公開の場であった。

知事は、当初案を見て ①200万円の住宅助成を300万円に、補修は150万円 ②高齢者のみの世帯を対象にせず再建する場合は総てを対象に ③全壊、半壊の認定にこだわらず総て対象に ④所得制限なし ⑤市町村と協力する制度等を即決した。私はこれを聞きながら、この制度はきっと成功すると強く感じた。過去に見たことがないほど非常にシンプルでわかりやすく、公平で運営しやすいものであったからである。現場主義である知事の決断だった。



さらに、今住んでいる地域で住み続け、地域を支えていただける人に支援する。住宅の石垣修繕も助成対象する等整理を重ねた。また、不確定の災害状況から所要額を約50億円との推計もした。

10月17日（火）、関係省庁への緊急要望を終えて帰ってきた知事は、その夕方「検討中の住宅関係施策（案）」の発表を行った。地震が起きてから11日目のことである。

発表後、被災地域から「県がこんながんばってくれるのだから私たちもがんばらなければ」という声があったと記憶している。早期に発表したことが精神的、経済的に被害者の皆さまの支えになったと思った。平成13年4月現在の被災地からの永久転出者は11世帯18人と記録されている。被災地の生活基盤は今も守られてきている。

今後の自然災害の事態に備えるため、「鳥取県被災者住宅再建支援条例」が平成13年3月成立した。県と市町村が25年間で50億円を基金として積み立てている。これに併せて国に対して被災者生活再建支援法を改正し、住宅本体の助成を対象とするよう強く求めてきたが、全国知事会の中でも賛同を得られず、法改正に至っていない。

福井豪雨災害（平成16年7月）において本県類似の支援制度が実施されていることなどから、本制度の必要性が早く全国に認識されることを期待している。

## ■ 野々村 憲

(県根雨土木事務所維持管理課課長補佐)

### 鳥取県西部地震10月6日の初期初動

インドネシアのスマトラ沖地震、ジャワ島地震、国内では新潟県中越地震や台風・記録的な集中豪雨による大規模な自然災害が各地で頻発しております。わが国の自然は春夏秋冬、四季とりどりに彩られ、そして自然は複雑ななかにも微妙なリズムとバランスを保ち、我々の生活を豊かなものしてくれています。

しかし、この自然の変化の源となる強力なエネルギーはそれと対にたびたび、これを壊す働きをすることがあり、長年の間に積み上げてきた、貴重な生活基盤を一瞬に破壊してしまう地震の被害規模は予測も想像もできないものです。

平成12年10月6日午後1時30分、晴れ、日野路は稲刈りの真っ盛り。前兆もなく突然に地震があり、「オオ大きいなあ・いま治まる、もう治まるな、ん・あ強い、ナンダコリヤー」と感じ、椅子より立ち上がった瞬間に、耳をかすめて背面のロッカーが一回転し部屋の中央に、前面のロッカーの上のテレビも月面宙返りし部屋の中央にひっくり返りました。

あの阪神・淡路大震災の光景が頭をよぎる中、横倒しのロッカー、散らばった書類、机を飛び越え庁舎の外に出ると庁舎の外壁にバギバキと音を立てクラックが入り、向かいの民家は屋根がバウンドしながら瓦がバラバラ落下していました。庁舎を飛び出し避難した職員は「大地震だ、とんでもない事が起きた」と信じられない光景とこれから起きる想像を超える被害を思い考え呆然と見ていました。自分自身も落ち着かなくてはと思いながら、これから何をどうすべきなのかとパニック状態になっている時に、地元の車の人が「舟場橋がカタガタだ」と通報され自宅の方に急いで帰られました。

神戸の高架橋の桁転倒のニュース映像写真が眼に浮かぶ中、そんなまさかと思いながら国道に走って出ると、国道は上下線も車は通過していましたが、舟場橋の取付部は段差が生じ、国道は日野川側がクラックが入り、落ち込み、路面はうねり、電柱は傾いていました。間地トンネル側県道より下りてきた車に様子を聞くと、「岩石が多数落ちているが通行はなんとかできる」と、同様に江戸町側国道より来た車は「どの橋も取付部に段差が起きている」と少しの情報でも地震の大きさ、被害の大きさが解りました。すぐ14時に別棟の詰所に本部を設置し、電話2台と移動用防災無線1台で情報収集および現場に出ている職員の状況確認等の連絡を取りましたが、電話の通じ方が非常に悪く、携帯電話も同様で時間ばかり掛かり情報の収集と確認が混乱状態でした。

余震の続くなか、時間経過とともに点検パトロール、関係機関及び地元より情報が入りましたが、情報が重複するとともに断片的な情報で被害規模、緊急、応急措置の要求等の状況判断が困難で整理できない状態が続いていました。県庁と連絡が取れない中、ライフラインの交通確保を全力を上げて最優先するとして職員および地元建設業協会とで交通整理、土のう作り、橋梁取付部の段差直し、陥没箇所への穴埋め、そして崩落土及び岩石の撤去等を全力あげて緊急対応し、17時までに国道181号、国



道183号をなんとか緊急車両の交通可能状態としました。余震の続くなかで危険が大きいと認めながら、そして刻々と状況変化するなかで国道の交通確保に緊急対応作業を実施しました。この数時間は全員が、かつてない未経験の中、献身的に対応作業したことは生涯忘れることのできない貴重な経験であり公共施設建設に携わるものとして、やらなければならない使命感であったと思います。

夜半に保安資材設置とパトロールに出かけ、崩落箇所、大転石の落石箇所を目のあたりにし、被害の甚大・深刻さに改めて驚嘆させられ、一瞬にして築きあげたものが破壊され、時の流れを止める地震が如何に恐ろしいものかと感じさせられました。その後の度々の余震及び大雨による被害の増大に、国道の代替道路確保が必要になり、農道の応急復旧、路面補修等を地元建設業協会の昼夜問わずの協力により確保できたことをはじめ、他事務所より、その日のうちに緊急資材を応援輸送していただいたこと、そして翌日より砂防ボランティア、コンサルタントの橋梁点検、急傾斜地等、斜面の緊急点検に多数の応援いただきましたことは非常に有難く、関係者の支援応援体制も迅速でした。

地震の予測は一般的に困難といわれていますが、百年以上も先であるかもしれないが来年かもしれません。

しかし地震の経験を糧として考えれば、的確な情報収集と的確な伝達及び交通機関途絶時の初動体制の人員確保について、町、地域との協調体制を図る必要があると思います。また行政側は定期的な異動等があり、災害対応のノウハウ等の蓄積が難しいと考えますが、平常時より準備、訓練の実施が重要であると思います。

鳥取県西部地震も発生から6年目を迎えますが、被災者、特に高齢者の方々の心の痛みもまだ薄れていないと思いますが、地域の互いの団結による素早い復興に立ち上がり、以前より益して活気ある日野路を取戻されています。これからの我々は自分の地域は自分で守り、地域の子供、高齢者の安全は地域で守る地域の自主防災に取り組むことが必要と感じています。

## ■ 坂本 昭文（西伯町長）

### 鳥取県西部地震に被災して

介護保険制度を一気に広めていこうと、全国から3千人もの参加者を得て「介護保険推進全国サミット」を主催したが、開催中に地震に遭遇し、大会は中止となった。多くの皆さんに迷惑を掛け、今でも申し訳ないと思って過している。

町内各地から続々と寄せられる被害情報や救援要請を受けて、それに対する的確な指示、対応がままならず本部はパニック状態になりつつあったが、県の財政課長が本部に常駐しアドバイスをしてくれて本当に助かった。

また消防団長、議会議長など主だった面々が本部に詰め相談に乗って頂いたが、心強くて確かな対策につながった。家の裏山に亀裂が入っている何軒かに避難の要請を行ったが、言うことを聞いていただけない人があって、最後には押し倒して避難していただいたことは忘れられない。

今でもよかった点として挙げられるのは

1. 災害廃棄物の受け入れを分別して行ったこと。
2. 福祉のまちづくりが奏功して、独居高齢者などの安否確認がスムーズに行われたこと。
3. 県の支援体制が素晴らしかったことと、近隣町村との連携を図って支援策の調整をとったこと。
4. 基金をすべて取り崩し被災者支援の姿勢を明確にした。いざというときに頼りになる職員の存在は、住民にとって頼もしく以後の協働の町づくりの礎となった。



坂本町長（右から3人目）

注意すべきこととして

1. 災害対策専門の人材が行政にも地域にも養成されていなかったこと。
2. 災害に対して行政も住民も準備不足、平素の訓練不足を痛感した。
3. 情報通信について基盤整備と複数の手段を構築しておくなどである。

年の経過とともに被災経験は薄れていくので、防災訓練の実施と弱まっている地域コミュニティを再編強化して、互助機能が働く地域づくりが課題である。

生涯に一度あるかないかの大地震に遭遇したが、全国から支援を受けみんなが協力して繁栄する南部町を作って来たことを誇りにして、油断大敵、用意周到、自立連携を、町づくりの中で確実に後世に伝えていく義務があると考えている。

## ■ 西本 ミネ（溝口町職員）

### 鳥取県西部地震を体験して

2000年10月6日午後1時半、鳥取県西部地震がおき、6年目がやってきます。忘れることのできない恐怖の日が再来するにつれ当時の様子が、鮮明に浮かんできます。

地震後6日経った12日に「総合支援センター住宅相談窓口」が立ち上がり、私はその窓口での対応をいたしました。旧溝口町の80%は山間地が占め、被害の大きかった地域はとりわけ過疎が進んでいるところに重なりました。

相談にみえる方は、ほとんどおじいちゃんおばあちゃん、恐怖と不安を満身にこめ、お相手できる言葉がありませんでした。同病相憐、実相を本音で語り合う間柄になり、耳をすませました。皆さんは、つぶさに今日までの、人生を、暮らし方を、吐露されました。農業一筋に、先祖から受け継いだ田畑、墓を守り、子孫のために「ふるさと」を絶やさぬように「家」を残さねばならぬという、強い使命感がひびいてきました。

住宅再建するにも年金生活では遠く及ばず、なんとか良策はないものかと、わらをもすがる心境で訴えて来られた方も多くありました。具体的な支援策はなく、気持ちを落ち着け、励ますことに心を配るのが精一杯でした。



10月14日、片山知事がみえ、相談窓口の状況を説明しました。高齢の被災者の声をもれなく伝言しなければという焦りが先に立ち、意を尽したか悔やみました。

それでも現場の状況をよく理解していただき、3日後に、住宅復興補助金制度が公表されました。迅速な対応に驚嘆感涙にむせびました。知事の現場重視の支援策が功を奏し、その後の被災者の生きる大きな支えになったと確信しています。

復興再建住宅で暮らすご夫婦を訪ねました。明るい笑顔で迎えてくれたおじいちゃんは、この制度のおかげで、今の生活が見通せたと、感謝の念をにじませておられたのが強く印象に残っています。

過疎が進む地域で、高齢者の方々がこの苦悩を乗り越え「ふるさと」を守り通そうとされる熱い思いを、多くの方々に伝えていただければと思います。



## ■ 松本 利秋（日野町企画振興課長）

### 情報と訓練の大切さを痛感

忘れることの出来ないあの時、平成12年10月6日午後1時30分。私は役場庁舎内から外に出ようとした瞬間でした。ドーンという音と共に大きな揺れがあり、5メートルほど引き返しカウンターにしがみついて難を逃れました。庁舎内は積んであった物が崩れ落ち、白煙が立ち込め騒然となりました。（幸いにも電気と電話には支障がなく、防災行政無線設備も健在でした。）



企画振興課長（情報連絡班長）の職にあったので、真先に2階にある防災行政無線室に駆け込み、緊急通信をアドリブで行いました。「大地震が発生しました。まず、火の始末をしてください。ガスの元栓を締めてください。危険ですので、大きく揺れても外に飛び出さないでください。落ち着いて安全な場所に避難してください。」と繰り返しました。通信中にも何度も大きな揺れに襲われましたが、使命感に燃えて通信を続けました。その間30分程、揺れが少なくなり窓から外を見ると、家々の屋根瓦が落ち、駐車場には役場職員が避難し情報収集を始めている様子。被害の大きさを直感しました。

揺れが治まると情報収集班員は庁舎1階の企画振興課に集合し、活動を開始した。わが班は、正確な情報を一早く収集することであるが、10回線ある電話が住民、報道関係者から安否確認や被害状況の問合せで鳴りっぱなしになり、その対応で何も出来ない状況に。そうこうしているうちに消防団等から断片的に情報が入ってくるが錯綜し、住民の安否情報など日野町全体の被害状況をつかむのに苦労しました。そこで、情報は整理しないまま大きな黒板に書き上げていきました。（このような状況が2～3日続きました。）

防災行政無線（全世帯・避難所、屋外4）で、地震発生から避難情報を始め、自治会長への住民の安否確認の依頼、道路の通行止め、給水、火の用心など随時通信を続けました。節目には町長が自らお見舞いや激励、また復興補助金の説明などを。通信の多い日には27回、10月末には320回を数えました。また5日後には全自治会長宅並びに避難所（12箇所）に電話・ファクシミリを設置し、情報収集の強化と情報の共有化を図りました。

### 初動活動の反省と今後へ

では、地震の初動活動を中心に振り返って見たいと思います。何と言っても大地震であるにもかかわらず死亡者、火災が発生しなかったことが不幸中の幸いであったと思います。それと、片山鳥取県知事さん自ら先頭に立たれ、県のすばやい対応とご指導があってこそスムーズな初動活動が出来たと感謝しております。

そのうち緊急時の防災無線や写真撮影などは、自然体で行うことが出来ました。大災害になれば記録写真を取られないケースが多々あるので、部員（広報担当者）に指示して出来る限り写真を取ってもらい「広報ひの」やポスターで紹介。これらが評価され、全国広報コンクールで特選に輝き、内閣総理大臣表彰も受けることが出来ました。写真は貴重な資料となり、記録の大切さを痛感した次第です。

反面初動体制として、電話の対応に追われ情報の収集が出来なかったことや、情報収集が系統だて行われず、整理が不十分であったこと。また災害時の初動マニュアルが不備だったことなどが挙げられ、反省しなければなりません。

災害はいつ発生するかわかりません。この震災を教訓として生かし、役場の危機管理体制を確立し、住民上げて防災訓練を実施するなど防災意識の高揚を図ることが一番です。収集した情報はパソコンで管理し、全職員並びに関係者が共有すると共にインターネットの活用が大事であると感じました。

大災害に直面して、とっさに平常心で仕事が出来たのは体験したことのみで、いかに日頃の訓練が初動活動に大切であるかを実感しました。すべてに「備えあれば憂いなし」という言葉通りです。これからも住民の生命と財産を守るために頑張りたいと思います。

最後に、全国の皆様から激励やお見舞い、また多くのボランティアとして駆けつけて頂いたことが元氣と復興への支えとなり、嬉しく感謝申し上げます。

## ■ 西田 良平（鳥取大学工学部教授）

### 2000年鳥取県西部地震の時 私は

私は山陰地域の地震のホームドクターとして、地震を研究し、地震災害を少しでも軽減できればと考えています。2000年鳥取県西部地震の体験は私の研究生活で大きな出来事の一つです。鳥取県民の地震災害への関心、鳥取県の地震対策、山陰地域の地震活動の特徴など多くの事が私の中で重なり合っています。

地震の11年前、1989年10月27日、日野郡日野町に中地震（ $M=5.3$ ）が発生、翌1990年に西伯町で中地震（ $M=5.3$ ）、1991年には鳥根県安来市で、1997年に再び西伯町で $M=5.6$ の地震が発生し、西伯郡、日野郡、境港市などで小被害が出る地震が断続的に発生し、2000年鳥取県西部地震へと地震活動が続きました。私は一連の地震活動を観測研究し、鳥取県西部の地震発生の癖などある程度把握することが出来ました。

平成12年5月に、鳥取県岩下防災監から、鳥取県西部での震災訓練の相談を受け、米子市で実施することの重要性を話し、その図上訓練が7月末に実施され、災害対策の矛盾点や不備な点が明白になり、鳥取県がその手直しをしました。

10月6日午後1時30分、私は大学の研究室で震度4の揺れを感じ、私は揺れの状況、継続時間などから、やや遠い大地震で被害が発生していることを予想しました。次に地震が発生する可能性のある地域として、「鳥根県東部の地震空白域」と「兵庫県南西部の山崎断層周辺」の2カ所を、以前から講演会で挙げていました。実際には、鳥取県西部地震（ $M=7.3$ ）は活発な地震活動が継続している鳥取県西部の山間地域の地下が震源でした。

私は、当日午後4時ごろから鳥取県庁の災害対策本部に入り、知事をはじめとする災害対策本部に席を連ねました。被害情報が入り、対応策が議論され、即決で、次々と被害対策の指令がここから発信されて行く状況を体験することができました。



余震活動が継続する中で、地震情報も次々と入ってきて、今後予想される余震のマグニチュード、震度、被害が及ぶ範囲などが問われた。地震学を研究して得た専門知識と、前駆的地震活動を観測することで得た鳥取県西部地域の状況把握などから、余震活動の推移、最大余震の発生予測など、被害対策に活用される話をする事が出来ました。

鳥取県西部地震は秋日午後1時30分で激震域が山間部という、被害発生の可能性が少ない場所・時間でした。けれども、日野町では住居の倒壊が多く、地震後すぐに被災地を訪れた時、被災者の方から掛けられた言葉を今も忘れることが出来ません。

「先生は地震の先生ですね。私の家はこのように潰れました。けれどもこのような被害が出ないように研究をしてください」

私は非難されることを覚悟していたのですが、この言葉により鳥取県民に対して地震学者の責任を痛感したことを昨日のように思い出します。

## ■ 坂田 善穂（自衛隊鳥取地方連絡部長）

### 鳥取県西部地震体験談

秋晴れの穏やかな午後の昼下がりー

平成12年10月6日13時30分頃、病院のベットが大きく揺れた。かなり激しく長く揺れを感じ、ベットの下に入りかけた。テレビのニュースで「マグニチュード7.3ー震度6強ー震源地米子南地区付近」と。鳥取とは120km以上離れているのにー

3ヶ月前に米子で防災訓練があり、想定上のマグニチュードと震度は、今回の地震とほぼ同じであった。また、損害は死者約300～500名であったことを思い出した。私の部下の服部副部長以下ほぼ全員が、自衛隊米子駐屯地で陸曹候補士の採用試験をやっていた。相当の損害を覚悟した。携帯電話で連絡しても通じない。本当に困った。何も出来ないで時間は無情に過ぎていく。何をなすべきかを自問自答した。

『そうだ県庁に行き、防災監と災害派遣について調整しなければならぬ。米子自衛隊の連絡幹部が来るまで、概ね3時間はかかるであろう。』病院長の所へ県庁に行く許可をもらいに行った。手術3日後であり、なかなか許可が下りなかった。何とか説得して許可をもらい、病院の外に出てタクシーに腹ばいで乗り、揺れないようにゆっくり行ってもらった。途中、地方連絡部本部に行ったが、地震のためエレベーターが止まっていた。とても6階まで登っていけないので、掃除のおばさんに6階まで連絡に行ってもらった。因幡人の温かい心に感謝した。総務課長に行き先を告げて、地図と携帯電話を持った人員を速やかに県庁に派遣するよう指示して、引き続きタクシーに乗った。

県庁の階段を痛みをこらえながら登り、対策本部の中に入ると、もう既に知事をはじめ防災監、各部長等の職員が展開し、指揮所活動を行っていた。マスコミの記者もたくさん詰めかけていた。速いと思うと同時に、ジャージとスリッパで県の対策本部の部屋に入った自分が、いかに場違いな服装をしているのか恥ずかしくなった。

知事に報告したら『座ってください。』と3回言われたが、痛くて座れなかった。不審に思った知事が『何かあったのですか?』と耳元で聞かれたので病名を告げた。『誰か毛布と座布団を持ってきなさい。』と知事が言われた。知事のお心遣いと冷静な思考に「さすが」と思った。毛布の上に横になり、地図と携帯電話を握り、状況を確認する態勢をとった。また追及してきた山本曹長に、携帯電話係を担当してもらった。

県消防ヘリからの映像が送られてきていた。道路と鉄道にかなり大きな石が転が落ちていた。境港の出雲大社教会の崩落、米子市内から煙が上がっている等の情報もたらされていた。『ああ、現実に被害が出ている。図上演習とほぼ同じ規模の地震であり、相当の損害が出るであろう。』と思った。一刻も速く自衛隊の災害派遣を要請してもらおうと思い、防災監に言ったら、『直接知事に言ってください。』と言われた。知事にその旨をつげたら、『損害の状況が分からないので、何をやってもらえますか?』と言われたので、『まず被害状況を解明するため、偵察をやってもらいましょう。』と答えた。知事は数秒考えておられたが、『災害派遣を要請しなさい。』と防災監に言われた。その時、地震が起きてから55分後であった。



坂田鳥取地方連絡部長（写真右）と片山知事

その後10分ぐらいして、森総理大臣から知事に電話があったことを聞くことが出来た。《国としてやるべきことをやるから言ってください。ところで自衛隊への要請はやりましたか?》知事が先ほど要請したことを告げると、森総理大臣は、自衛隊への要請が迅速であったことに驚かれていた。

じ後、米子自衛隊から連絡幹部が来るまでの2時間半の行動を記載する。

- 米子自衛隊の出動可能状況を確認する。佐藤連隊長以下主力は、富士演習場で演習中（残留人員約250名）であり、副連隊長の奥村2佐に災害派遣の状況説明と速やかな帰隊をお願いする。また、直ちに偵察活動により、被害状況の解明をお願いした。知事に厳しい状況を報告する。小野寺旅団長と連隊長は、大型ヘリで迅速に帰隊することを確認した。
- 境港の安宅美保基地司令に状況を確認する。滑走路が大きくひび割れ、回復には相当期間（最悪の場合、約1ヶ月）がかかる事、及び境港地区の一部に液化化現象が出ていることを確認した。知事に直接携帯電話を渡し、美保基地司令と話してもらった。
- 鳥取大学の西田教授の余震についての記者発表を受け、中部方面総監部の二戸防衛部長と現在の被害状況、県対策本部の状況及び余震の予測等について話す。それにより、避難する人の増加に伴う給水、給食及び野外浴場の、方面としての処置をお願いする。
- 鳥取地方連絡部の部員と受験学生等が、全員無事であることを確認した。米子自衛隊から連絡幹部の岸元1尉が来たので状況を申し送り、方面総監部に交代の旨を報告するとともに、知事に交代することを告げ、病院に帰った。手術の痛みもかなりあり、お尻の付近は血でべっとりとしていた。病院に帰り手当をし、夕食後テレビのニュースで、かなりの損害が出ているが、死者が《0名》で有ることを聞き、救われた気がした。また、対策本部の知事と防災監の前でジャージで毛布の上に横になっている自分を見て、看護婦さんも笑っていた。

私見であるが、鳥取県西部地震の対応が迅速であったのは、下記のとおりである。

- 県庁の対策本部の立ち上がりが速く、知事を中心に有機的に活動していた。
- 県庁、米子市と自衛隊、警察及び消防との図上演習（実動訓練を含む）を3ヶ月前に米子で実施していた。またその訓練は实际的であった。
- 日頃から県と自衛隊とは良好な関係にあった。特に防災監等との関係は、極めて良好であった。

## ■ 米村 健治（境港水産振興協会副会長）

### 地震体験談

地震、雷、火事、親父の言葉がある。この順序は、予知予告の有無、被害の大きさ、怖さの順ではないかと思われる。

東京生活18年の私は、小さな地震には幾たびか遭遇し、若干の恐怖も経験したがまさか、天災の少ない境港で大地震を体験するとは夢想だにできなかった。

境港水産業最大のイベントである境港水産まつりが近づき、その準備に追われ、遅く弁当箱を開けたのが12時半過ぎであったと記憶する。食事が終わり、仕事に執りかかろうとした矢先であった。グラッときたと同時に机から1メートルほど先にあった衝立が大きく揺れだした。上半分がガラスであったので壊れることを心配した私は、とっさにそこまで行こうとしたが震動と恐怖心が重なり動けないのである。残念にも衝立は倒れ、ガラスは粉々になった。今、その記念すべき衝立はガラス部分が修理され、目的を立派に果たしている。ほぼ、準備を終えた境港水産まつりは中止となった。

地震当日は、情報交換等に忙殺され、翌日市場の現状を目の当たりにし驚いた。鮮魚を扱う上屋は破損、岸壁は湾曲、側溝等あらゆる箇所への亀裂、これはただごとではないと思うと同時に、冷凍・冷蔵庫等水産加工施設の損壊に思いが及び悩みがふくらんだ。その思いは現実となった。時間の経過とともに、道路等インフラを含め被害は拡大していった。



農林水産大臣の被害観察の来境を機会に「産地鮮魚流通の基本である水揚岸壁の早期復旧と市場機能の完全回復」他2項目を取り纏め緊急要望した。

企業経営の複雑さを痛感したのは、この要望内容を取り纏める時であった。ある経営者は被害の現実に涙したと側聞し、苦悩の深さを思い知らされたのであるが、同時に取引先や競合他社のこと、消費者イメージ等対外的マイナス要因を恐れ、被害を過少評価し発表、ために取り急ぎ応急措置をほどこし、風評被害防止に死力を尽くしたのである。余人は知らずの部分である。

埋立地に形成された県営魚市場、そこから各水産加工工場へのアクセス道路を含めた液状化被害は極めて深刻なもので、正常化への道は遠く時間がかかると憂慮されたが「リーダーの評価は異常時にあり」との言葉どおり、被災者への思いやりとすぐれた決断が人心の動揺混乱を最小にし、今日地震の爪痕を探すのが難しいほど、その後粛々と復興が進捗したこと申すまでもない。

## ■ 原田 豊（県精神保健センター所長）

地震発生当初、県外に居た私は、列車の遅れもあり、同日夜ようやく鳥取市に到着、すでに協議を行っていた精神保健福祉センタースタッフと合流し、現地におもむきました。地震発生当初より、市町村・保健所の保健師の連携もあり、すでに高齢者や障害者を中心として訪問活動が行われ、私はこれらの情報を受けながら、翌日、保健所の公用車をお借りして大半の避難所を回りました。

地元の避難所では、住民同士が協力しあいながら片づけに終わり、天気が安定していたこともあり子ども同士が元気に遊んでいました。一部の地域を除いてライフラインが保たれていたこと、精神科医療機関に大きな被害が無かったことは幸いでした（仮に、医療機関に大きな問題が出ていた場合には、医療機関同士の調整や外部からの医療ボランティアの受け入れの調整など、中心となる業務が変わっていきます）。

また、地震翌日から三連休であったことは、多くの家族が仕事を離れ一緒に片づけに専念でき、一緒に時間を過ごすことができ、これが子どもの精神保健に関して大きな安心感を与えてくれました。子どもの中の一部には、不眠や不安、抑うつが訴えが見られましたが、これらの子どもは、地震発生時学校を休んで一人で地震に遭遇した、地震発生後何らかの理由（親の仕事、一時的に県外に預けられた等）で親と接する時間が少なかったなどの



影響によるものですが、これは一時的な所見で徐々に落ちついていきました。

被災者達の精神保健の安定にもっとも効果のあったものの一つが住宅支援です。早期に、住宅復興支援の政策を県が打ち出したことにより、多くの住民に安心感を与え、また、自治体職員も同じ方向性を持って動くことができたことは、職員の精神保健を守ることに有意義でした。

この地震では多くのことを学びましたが、好条件も重なった部分もあり、必ずしも今後起きうる災害のモデルになるとは限りません。いろいろな状況を想定しながら、今後の施策を検討していく必要があると思います。

<参考>精神保健福祉 in 鳥取覚え書 <1>2000年鳥取県西部地震～保健相談活動とメンタルヘルス～、鳥取県立精神保健福祉センター 原田 豊

## ■ 堀江 裕（日野病院長）

### 鳥取県西部地震の日野病院役者連

平成12年10月6日午後1時30分、伯備線高梁を過ぎたあたりのトンネルの中で『特急やくも』が急停車しました。列車はそりそりと備中神代まで進み、そのあと後退して岡山へ午後8時に帰り着きました。様子の判らぬ私は、夜中の8時にやっと病院と連絡がつき、事務の高橋雅恵さんが『院長先生、大変なことになっていますよ。早く帰ってください』という言葉で、事態の深刻さを悟りました。岡山駅まで向かえにきてもらい、7日の午前1時ごろ病院からの車で日野へ帰りました。迎えにきてくれたのは、事務の頭本保人、運転手の松本正弘さんの二人です。院長が、あまり深刻な顔をしていなかったのが、二人とも一安心と思ったそうです。

早速避難している住民の皆さんを体育館に見舞いました。留守中、陣頭指揮をとってもらった岡野一広副院長の判断は的確で、重症者は日南病院医員へ送ってもらっていました。患者を生命の危機状態で分けることをトリアージというそうですが、とりあえず、中等症から軽症の患者さんのみ避難所に残った状態で私は病院へ帰りました。

夜中の2時からの会議の議題は、今後の病院の体制をどうするかでした。修理して旧病院を使う案と、病院は完全に閉鎖し空にして新病院へ移る案が出ており、議論はカンカンガクガクでした。私は後の案に賛成しました。新病院がすでに川向こうに建てていたからです。結局12月末の移転開院を2ヶ月早めるという目標に向けて、全職員一丸となって乗り切ることが出来ました。

震災後6年経ってから思うことですが、震災の真っ只中に身をおかなかったのが、むしろ冷静に震災の対処が出来たのではないかと考えています。私の頭の中にはまったく病院を閉鎖するという考えはありませんでした。閉鎖を主張した、五代和紀内科部長の提言に頭が下がる思いです。

震災のあと4日間の休みがありましたが、その休みが非常に有難いものになりました。頭を冷やす期間とでもいうのでしょうか。コンサルタントとして、かねてから指導してもらっていた谷田一久国際広島大学助教授に相談に加わってもらい、看護体制を三分して外来、避難所、引越しに分けました。隣町の日南病院へも毎日4人を送りました。重症患者10名を送っていたからです。

日南病院へ勤務する看護師さんは泣き言をいっていたそうですが、『あなたがた何いっちゃんかね』と枝原瑞江看護師長が弱気になる看護師さんを叱咤激励した姿が忘れられません。患者さんをすべて病院から送り出したあと、『院長先生、看護師の仕事をつくってくださいよ。仕事がないと職員が遊んでしまいますからねー』と院長をおどかしたのも枝原婦長でした。移転新築を予定していた川上和彦事務長は地震対策事務長とよばれましたが、持ち前の明るい性格は震災を乗り切る原動力になりました。



改めて思うのは、いろいろの役割分担で多くの職員に火事場の馬鹿力を出して活躍してもらったということです。自分がいろいろ思いついたと思っていましたが、院長自身のアイデアは振り返ると結局何もありませんでした。震災翌日、避難所めぐりをしたあと、川上事務長に連絡し出なかったため、『大將はじっと机にすわって陣頭指揮を執ってください』と叱られたことが懐かしい思い出です。遠藤隆則事務主査、中川正春次長、入江康之総務課長の3人は、食事の世話から引越しの段取りの全てをやってもらい、感謝の気持ちで一杯です。

—震災、その時わたしは—と題して「地域病院のめざす坂の上の雲」という本を作成しました。震災一周年にめがけて二千部発行しましたが、体験談を対談などで読みやすかつもりですので、見ていただきたいと思います。

## ■ 国本 英子

(西伯町社会福祉協議会事務局職員)

### 鳥取県西部地震の体験について

平成12年10月6日、当時の西伯町社会福祉協議会として震災後にまず行ったことは、民生児童委員・地域福祉委員・愛の輪協力員といった地域のボランティアに協力いただき、一人暮らしの高齢者、要介護高齢者、障害者など要援護者の避難誘導・安否確認だった。

社協のディサービスセンターでは、専門の看護・介護職員によるケア付の特別避難所として、介護保険サービス業務を休止し、避難の必要がある要援護者を社協の車で搬送。24時間ケアしながらの監視体制を3交代で回し、実避難者96名、延べ572名の対応を行った。この時、まず身体状況の確認、次に家屋の被災状況、更に内部の生活環境の確認といっぺんに十分な確認をせず、何度も同じ家に何人もが訪問するというような状況もあり、要援護者の安否確認が非効率であった。

さらに社協では一人暮らし高齢者の把握はできていたが、高齢者夫婦世帯や介護保険サービス利用者以外の要援護世帯の把握は十分でなく、通常より災害時の要援護者情報をどう共有してどう対応するかが課題として残った。自治会や自主防災組織で各世帯の状況把握を日頃からしておき、地域住民による安否確認・避難誘導がスムーズに行えるシステムを作っておく必要があると思った。また、当時は、地元の人との連絡も電話に頼るしかなく、電話が繋がらなかつたりして連絡にとまどった。

震災後に町内でたくさん自主防災組織が立ち上がったが、日頃から防災意識を高め、防災訓練等を実施するなど、いざという時に機能することが大事であり、情報の伝達をスムーズにするため、双方向からの情報のやりとりができるような情報伝達体制の整備が求められると思った。



もう一つ社協として対応したことに、災害ボランティアセンターの運営がある。震災後しばらくは特別避難所の運営で手一杯だったので、県社協の支援により、災害対策本部の一部として災害ボランティアセンターが立ち上がった。災害対策本部で活動に必要な資材などを確保してもらい、公設民営方式のやり方で、行政と連携を取りながらボランティアの活動調整を行い、特別避難所を閉所した後に町の社協が運営を引き継いだ。刻々と変化するニーズに対して何が 필요한のか、どんなボランティアが必要なのか情報収集し、発信し、情報提供と共有を行わないと無駄が多くなったり、的確な支援に結びつかない。ボランティアの理解を深めるためにも、災害ボランティアセンターは、被災者の生活課題を的確に把握することが最も重要である。

ボランティア、行政、機関、団体の日頃からのネットワークが大切で、自分で自分を守る自助を基本に、普段の生活の中で隣近所の助け合い・支え合いの精神を醸成し、日頃から住民の手で、お互い助け合う地域づくりをしていくことが大切であると痛感した。

## ■ 山下 弘彦 (日野ボランティア・ネットワーク)

### 被災体験を生かすということ～6年を経て考えること～

「初めての経験でどう対応していいかわからなかった」。被災後の日野町、そして他の被災地で繰り返し耳にした言葉だ。これは経験した者が伝えなければ、いつも被災地は初めての災害対応に戸惑い、混乱するということを意味する。

関西から日野町の支援に来てくれた人たちは、阪神大震災の経験を踏まえ、復興には長い時間がかかること、特に高齢化が進んだ中山間地の被害であるだけに、高齢者を中心に長期的な支援が必要だということを伝えてくれた。

日野町内外からメンバーが集まった私たち日野ボランティア・ネットワークでは、経験に基づくこうした助言を生かしながら、結果として2本柱で活動を続けてきた。

#### (1) 復興から地域福祉的な活動へと移行しつつ、被災後の日野町で地域活動

被災者の声に耳を傾け活動するうちに、被災以前から高齢者の暮らしを支える地域力が弱まっていたことを実感。高齢者だけで暮らす方の訪問を続けて5年になる。日ごろから接点を作ってコミュニケーションを密にすることで、地域の状況がわかり災害対応にもつながることを、豪雪災害等の対応で再確認した。

町外からの力も借りながら、子ども・若者や住民グループなど地域資源を生かして活性化し、地域ぐるみで互いに支え合う地域こそが、日常に暮らしやすく、非常時にも安心であるということ、活動を続けて感じている。



#### (2) 日野町での災害対応経験を生かすため、他被災地への支援活動

中山間地、過疎高齢化が進んだ地域を中心として被災地の支援活動を重ねるうちに、体験してきた考え方や対応を、被災規模や地域状況に応じて生かす重要性を強く感じてきた。

日野のように、被災後に復興から地域活動につなげて長期に継続している例は少なく、また被災地支援・ボランティア活動に関する知見そのものが全国的にもまだ浅い。全国規模でつながりをつくり支え合う一端を担うことは、重要な役割と考えている。

鳥取県西部地震から6年を迎える。

被災体験はただ過去のものとして伝えるだけでは不足がある。他被災地での経験なども含めた学びを積み重ねて、防災力を高め減災につながる取組み、そして日ごろの暮らしに生かしていくことこそが大切であると考えている。

## ■ 唐来 秀夫（会見小学校教諭）

鳥取県西部地震は、昼の休憩時間中に起こりました。平成12年10月6日の学校日誌には、「13:31 地震発生」と記録してあります。

グラツとした時、立ってはいられないほどの大きな揺れでした。大プールの水が大波をつくり、半分以上もプールサイドに流れ出しました。体育館のガラスに亀裂が入り、大きなガラスが真下に落下し、床で砕け、飛び散りました。

一番逃げ遅れたのは、3階の音楽室で音楽祭に出る練習をしていた子ども達でした。床がカーペットなので上靴を脱いでいました。逃げようとしても上靴は乱れていて、靴の中には割れたガラスの破片が入っていました。「誰の靴でもいいからガラスを出して逃げるように」と言われても、子ども達はパニック状態でもあり、必死で自分の靴を探そうとして時間がかかってしまいました。

また、地震により放送が使えなくなったことも、避難を遅らせました。校舎内に居た子ども達は、とっさに教室の机の下などにもぐり込みましたが、いつまで経っても放送がないので、一人一人が自分の判断で避難するしかありませんでした。

職員も、子ども達の人数を把握する者、校舎内に残っている子を捜しに行く者、職員室にラジオを取りに行く者と、分担し合いました。幸運にも数人が小さなケガをした程度で、全員が無事避難することができました。もし、一人でも重傷者や死者が出たらと思うとゾッとしました。そして、職員は一同に、日ごろの避難訓練の大切さを切実に実感しました。ただ、これまでの避難訓練はこの時点で終わり、この後にどう対応していいか誰も考えたことはありませんでした。とにかく家に帰しても同じ状態だろうから、町教委に連絡し、運動場で保護者が迎えに来るまで待つことにしました。



特に被害が大きかったのは、前校舎でした。壁や柱は、鉄骨が見えるほどコンクリートが剥がれ落ち、一部は校舎の中から外が見える程でした。前校舎と体育館は使用禁止になりましたが、幸いに後校舎は無事で8学級の教室は確保できました。子ども達がまた同じ学校でみんな一緒に生活できることは、何より嬉しいことでした。しかし、保健室も職員室も確保できず、渡り廊下に机を並べての再スタートとなりました。晴れていても遊び場が少ないのに、晩秋の雨や冬の雪の日には狭い後校舎の中だけで生活しなければなりませんでした。

有難いことに地震直後から、復興に際して多くの方に献身的なご助力をいただきました。また、県内外からも驚くほどたくさんのお励ましの手紙や支援金が寄せられました。そして、平成14年1月に新しい校舎が完成しました。

地震から6年が経ちました。今、会見小学校の子ども達は、日々落ち着いた学校生活を過ごしています。今年度4月には、読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を賜る嬉しいこともありました。



## ■ 井原 孝（根雨高校教頭）

### 鳥取県西部地震を体験して

鳥取県西部地震からすでに6年になる。当時私は県立根雨高校に勤務しており、この日は強歩遠足実施中であった。午前9時10分、2・3年生163名は行程23キロのコースに向け出発した。午前11時過ぎ、車で遠足パトロールに出かける。12時ごろ、折り返し地点の明智峠では、30名ほどの生徒が楽しそうに弁当をひらき休息していることを確認し、コースを回って学校に帰る。

教務室の机に座ってまもない午後1時30分、突然大きな揺れが始まった。背後の書類ロッカーが倒れそうに支える。このまま潰されるのではないかと一瞬感じる。窓の外を囲む工事用の足場が倒壊するのではと心配する。

かなり長い揺れだった。教務室にはほかに職員1名がいたが、声もなく呆然。揺れがおさまった際に一緒に廊下に出る。壁の黒板ははずれて落下。ロッカーは扉が開いて中ものが散乱。余震が襲ってくるので足元に注意し、一階に降り玄関から外へ避難する。事務室にいた職員3名も無事外に避難。すでに遠足からゴールして校舎内にいた生徒30名ほどを、放送でグラウンドに避難させる。手分けして校舎内を巡回し生徒をグラウンドへ誘導する。

5分おきぐらいに震度3～4程度の余震があり、そのたびに事務室から外へ飛び出す。電話機は受話器がはずれ、ピーピーと鳴りっぱなし。おそるおそる校舎内を見回る。教務室など机の引き出しは開き、机上のものは落下散乱し足の踏み場もない。3階の化学準備室は薬品がこぼれて異様な臭い。図書室は入り口から書架の本が抜け落ち散乱。

各部屋の受話器をけけなおして事務室に帰ってみると、電話機は復旧し、外線が次々とかかってくる。生徒や教職員の家族からの安否確認。県教委からは状況確認と報告指示。メモをとり黒板に貼る。こちらからの電話はつながりにくく、公衆電話とファックスでなんとか対応する。校長は朝から高校野球秋季大会で倉吉へ出張、7-2で岩美高へ快勝の良報をもって2時過ぎ帰校し、ゴールする生徒をグラウンドへ避難指導。3時10分、コース遅れの生徒は職員が車で搬送して全生徒のゴールを確認。道路・建物の崩壊やがけ崩れの中、けが人が一人も出ず、全員無事帰着できたことを感謝する。

まもなく被害情報が次々と入ってくる。学校前の国道181号線はJR陸橋と約30センチの段差が生じ不通。陸橋から見える根雨の家々は屋根瓦の棟がほとんど崩れ落ちていた。生徒はグラウンドに数名ずつかたまりしゃがみこんでいた。救急車のサイレンや上空を旋回するヘリコプターの轟音で生徒に声が届かなくなる。塔の峰や本郷あたりの山が余震のたびに砂煙をあげて崩壊する光景を目の当たりにし、身体が震える。



午後4時ごろ余震がやや減ってきたものの、国道やJRの不通情報に、生徒をどうやって帰宅させるかを職員で協議する。生徒の無事と帰宅方法をできるだけ早く家庭に連絡させることにする。夕暮れになり生徒を武道館に集め、担任が帰宅方法を一人ずつ確認する。皮肉にも生徒に持ち込み禁止にしていた携帯電話がかなり役に立ったようだ。この間にも大きな余震がきて、恐怖のあまり座り込んでしまう生徒もいた。迎えの車も道路の不通や渋滞で思うようにならず、できるだけ乗り合わせ、迎えのない生徒10名ほどは職員が手分けをして家まで送る。午後7時半、なんとか全員の生徒を下校させることができた。

午後7時40分、事務室にて職員会議。翌日の日程と対応を確認し、数名居残って解散とする。日野町から体育館の避難所借用の要請があり待機するが、午後9時、必要なしとの連絡が入り、県教委へ連絡確認のうえ全職員下校した。

学校の被害は大きく、校舎の壁・天井・床・柱に亀裂、通学路の石段・窓ガラスの破損、教室棟は断水、トイレ使用不能、部室は被害甚大で立ち入り禁止。また、JRは根雨と生山間が崖崩れにより11月17日まで不通でバスによる代行運転。このため地震翌日から5日間を臨時休校とし、10月16日ようやく平常授業に戻る。また郡内の生徒の中には、避難所生活や長い間の余震で不安と恐怖のため心のケアの必要な生徒も出た。

今回の地震は、遠足という学校行事中であり、生徒全員の状況把握に苦労した。平常日であった場合の授業、調理実習、化学実験等それぞれの場面での地震を想定したシミュレーションや、理科室の薬品戸棚、生物標本など危険物の地震対策、避難経路の安全確保、机の中やパソコン等の情報管理など、対策の必要を感じた。

天災は忘れた頃にやってくる。今回の地震体験を十分生かしたソフト面、ハード面の対策を日々忘れないことを改めて肝に銘じたい。

## ■ 河平 芙美子（根雨保育所長）

### 子どもたちとともに

あの未曾有の大地震から6年が経とうとしています。たいへんな状況の中、保護者、地域の皆様と職員が一体となり、子どもたちの命を守ることができたことを、心から感謝しています。

まさに大地震でした。わたしたち職員は、突然地の底から突き上げてくるような激しい揺れ、いつまでも続く余震に、一瞬「何事だ。この世の出来事か」と疑う状況でした。子どもたちは各保育室で昼寝中でした。遊戯室の防煙用ガラスが落下、床に散乱して非常に危険な状態の中、職員は必死で子どもたちを布団ごと机の下に引き入れ、名前を何回も呼び起こし、人員点呼するとともに、不安がる子どもを励ました。地鳴りとともに、何度も起きる余震に子どもたちは、机の下で恐怖におののき、すすり泣く声がしていました。

子どもたちを避難場所にいつ誘導するのか、ずいぶん考えました。園庭は狭く、いろいろな遊具や鉄柱などがあり、タイミングが悪ければ命にかかわると思っていました。一時間ほど過ぎた頃から、多少余震が少なくなったのをみはからって、0、1、2歳児は

避難車に乗せ、3、4、5歳児は徒歩で園庭に集まり、日野病院の駐車場に避難しました。その間、病院が停電になったため、電源を確保するため重症患者数名が当所に避難してこられました。地震発生直後から、数人の保護者が駆けつけてくださり、たいへん勇気づけられました。また、避難先では、患者さんや病院職員の皆さんが大勢おられて、「皆と一緒にんだ」という安心感をいただきました。

時間の経過とともに、次々と迎えに来られ、全員無事保護者にお渡しできたとき、「本当にみんな無事でよかった」と、涙が止まりませんでした。少しでも間違えたら何が起きてても不思議ではなかった状況でした。

今回の体験から、人間は自然の中で生かされていると実感しました。だからこそ、人間同士の支え合いとつながりが大切だと感じました。21世紀を生き抜く子どもたちが、この体験を忘れることなく、命を尊び、心豊かに人とのつながりを大切に、たくましく成長してほしいと願っています。

## ■ 坂出 清子（日野町黒坂）

あれから6年。当時を思い出しながら、当日我が家は留守にしていた、幸か不幸か一番の怖さは知りません。家に帰ると鍵をして出た雨戸はねじれたり、外れたものもあり、思うように戸も開きません。どうにか中へ入ってみると、何もかも倒れ、人形ケースのガラスは飛び散り、足の踏み場もない状態でした。土足で部屋に上がり、どうにかまたぎながら長椅子の所までたどり着きました。電話等も勿論どこにある事やら、何から手をつけて良いのやら、呆然と立ちすくんでいました。今思えば、いくら大変だったといっても、本当の事はわからない、あの時手をつけないうちにちゃんと写真を撮っておくべきだったと思います。

やがて町内から所在確認と避難所に行くかどうか尋ねられ、行かないことにしました。その後も再三の揺れがあり、非常に怖い思いをしました。

家にいると、早速食べることから困りました。台所に入るまでの片付けから大変でした。避難所に行かなくても、1日、2日の食べ物配ってほしかったと感じました。

家の被害は、戸の上下を見ると10cmくらい傾き、二階建て全壊と査定されました。「壊すなら何日までに申し込むように」とのことで、全壊の家が次々と壊される状態で随分迷いましたが、

大工、設計士等専門の方に相談したところ、「昔の家は柱が太く、大黒柱もどうも無いから改修したら」とのアドバイスをいただき、その様に決めました。

壁を全部落とし、柱だけにして直すことになり、家具など全部引越すことが必要になりました。隣家が壊され、そこに仮倉庫を建て自分で一日引越してはみたものの、無理とわかり引越屋に頼むことにしました。現状の部屋に番号を入れ、部屋ごとの荷物に番号を記入して引越は1日で終わりました。

全部壁を落としたので、基礎、床下、柱も余分に加え、徹底した改修工事が出来ました。

工事が完成し、荷物を戻す作業は、一度に運んでも片付けが大変ということもあり、ボランティアさんをお願いして三回くらいに分けて部屋の番号に合わせて運んでいただき、ゆっくり片付けることができました。

今思えば、築百数十年のこの家、あわてて壊さなくて良かった。使い慣れた部屋、何ともいえぬすずけた天井の色具合にますます愛着を感じ、良いアドバイスを下さった方、そして引越しを手伝って下さった方々に心から感謝し、本当に満足して暮らしています。

## ■ 宮脇 光男（日野町消防団長）

平成12年10月6日午後1時30分、鳥取県西部を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、日野町は震度6強により町全体が多大な被害を被りました。大災害にもかかわらず一人の死者もなく、また火災が発生しなかったことは不幸中の幸いでした。

地震発生当時、消防団員の大半が町外での仕事で、また町職員においても出張者が多く、私も隣接の江府町で今までに経験したことのない震えに遭遇し、速やかに帰町し、発生5分後に設置された災害対策本部に詰め指揮をとりました。

サイレン及び防災無線などにより団員を招集し、第一、第二、第三と召集を行い、これに呼応して根雨地区、黒坂地区の指定場所に集結しました。団員77名中約15名、時間の経過とともに仕事先から帰ってきて集合してくれて、団員も増えてきました。

第一、第二、両副団長指揮のもと、午後1時45分に初動体制に入りました。被害状況等確実な情報を収集するよう、また自主的避難の呼び掛け等指示を出し、また各自治会に住民の安否確認及び被害状況を流すよう防災無線で促しました。住民からも次々と情報が寄せられ、真住地区、下榎地区において、2件の人的被害発生の際により、広域消防と連携し救出に向かい、両方とも無事救出できました。雨が降るとの情報もあり、ブルーシートの確保（約1,500枚）等、財産保護にも努めました。

消防団の使命は、第1が人的災害救助活動、第2が財産保護のための活動です。そのためにも、早く確実な情報を収集すること、少ない体制ながら精一杯の努力をしましたが、なにせこれだけの大規模な災害にあって、住民の皆さんの様々な要請に対し、速やかに且つ十分な対応ができなかったということが残念でなりません。このような状況下では、人的救助を優先せざるを得ません。さらに、団員を効率的に動かすためには、なによりもまず確実な情報が必要となります。



災害が発生したときには、一人ひとりが慌てず、適切な行動を取ることが必要です。そのためには、日頃から関心を持って正しい心構えを身につけておくことが必要です。ぜひ家族会議で、家の中ではどこが安全か、幼児やお年寄りの誘導、避難場所と経路の確認、救急品等のチェック、家族間の連絡方法など、時間帯や季節による違いも考えて相談しておいてください。また、「自分の町は自分たちが守る」という意識を持って、住民一人ひとりがきめ細かい活動をすることが重要です。このことが自主防災組織の始まりとなるものです。

近年、社会情勢の変化により、消防団は団員数の不足や高齢化等により活動に支障が出ています。本町も同様であり、さらに、町外へ通勤する団員が増加したことにより、昼時間の団員数が極めて少ないという状況です。よって各自治体において自主防災組織を充実させ、消防団員との連携を密にすれば、災害に強い町を築く事が出来るのではないのでしょうか。

また、全国的には女性消防団員が増加傾向にあり、1万5千人が女性特有のきめ細かさを生かして活動中です。本町でも女性団員が入団され、自分の町を守る新しい原動力になっていただきたいと念願しております。

## ■ 吉田 一博 (大沢川暗渠排水路被害者連絡協議会)

米子の地に地震が起こるなんて、他人事だと思っていました。そして、まさか被害を受けるとは信じられませんでした。

鳥取県西部地震が起こって早や今年で6年になります。地盤家屋の復興は完了していますが、私達の心の中からは「不安」という文字はいまだ消えることはありません。それは「なぜか」。日本全国どこを捜してもこんな地域はないからです。

家屋の下に大沢川の農業用排水路ヒューム管が、県と市の工事で今から約50年位前の昭和30年代に設置されました。地下4～6mの所に直径1.8mのコンクリート管が総延長1.8kmにも及び設置されましたが、当時は大部分が畑地だったそうです。地震が起きたことによって、液状化現象が起こり、地盤が締め、沈下し、基礎が埋設されたヒューム管の方向に沈下、家屋が傾く、また他の家屋では柱が折れ、床、畳が波を打つ、亀裂が入る、ブロック塀が湾曲、玄関ドア、扉が開かない、窓ガラスが割れ鍵がかからない、台所では梅酒のビンが落ちて割れ、梅がゴロゴロ散乱し、臭いでフラフラ、障子、襖が真半分に折れ、そして建たない、縁側のサッシは中開きのまま曲がって動かない、6畳2間の欄間が下がり、襖が開閉出来ない、欄間と敷居の間に柱を建て、筋交で補強、このような様々な状況が目を追うごとに見えてきました。

地震が起きてすぐには大沢川農業用排水路の存在を協議会の8割位の人々は知らなかったようで、地震が起きて初めて知り、驚いたり、後悔したりでした。私達は2つの自治会から構成されています。上後藤2区自治会の平塚肇自治会長代理(副会長)を中心に4～6名で、わが自治会内の被害者宅の状況掌握に動きまわりました。2つ目の旗ヶ崎3区北自治会は、木村次郎会長を中心に行いました。そして木村さん、平塚さんを中心に20名で米子市長、市議会議長に陳情し、また市より県へ早急に対策を要望、米子市選出の県議会議員、議長宅へも陳情に行きました。各自治会ごとに会合を開き、検討を重ねた結果、地震発生後47日目に、「大沢川暗渠排水路被害者連絡協議会」を設立する運びとなりました。会設立につきましても、木村自治会長、平塚自治会長代行がおられなかったら、設立は儘ならなかったでしょう。

交渉は鳥取県米子地方農林振興局局長石村祐輔氏、地域整備課長岩田幸房氏他と、米子市経済部長中井俊一氏、耕地課長山形哲夫氏他と行いました。

項目は、(1)被害額の請求(物件の修繕費用、家屋の調査他)、(2)地震前の土地、家屋に、(3)地質調査(ヒューム管周辺とヒューム管内)、(4)権利設定、(5)その他・・・以上、大筋の項目の交渉を何回も何十回も行いました。現在も新たな問題点が出てきていますので、交渉を続けています。

協議会設立当初は副会長として同席していましたが、会長が体調不良を理由に職を辞されました。2ヵ月後に悩みに悩んだ末、会長を引き受けました。「私に出来るだろうか。迷惑を掛けるのではないだろうか」等々、多くの方に相談し、被害者の会の中からも是非との声も多くあり決断しました。

早急に結論の出ないものもあり、家屋が傾いている所に住まなくてはいけなくて、そのために、ある婦人は毎日続く余震と寝不足、不安の精神的ストレスと子育て(生後5ヶ月、4歳、6歳)で目眩、吐



気がして、4ヶ所の病院で検査した結果メニエル病と診断されました。また、他にも多くの人々が家にいると上記の症状のため、頭痛、または転倒したり、浮動感に悩まされ大変でした。こんな生活を続けるわけにはいかない人は、住吉公民館に1週間避難したり、娘さんの所に、親類の所に、知人の所にと工夫されていました。こういう人達に何の手助けも出来なかったことに、深い反省と悔いが残ります。自分の家に住めない人達に、行政からアパートの紹介があり、移動された方も数世帯ありました。どこにも行くことの出来ない人達は、目眩や頭痛と戦いながら生活を続けました。

2～3週間位すると症状も治まり、人間の体は不思議です。被害を受けた世帯は49世帯ありましたが、補助対象となったのは44世帯に減りました。5世帯の方々には一緒に頑張っていたいただいたのに残念でした。

行政との交渉に時間が掛かることは承知していましたが、ここまで掛かるとは思いませんでした。地盤改良工事に着手したのは、地震発生から8ヶ月経ってからでした。この工事の発案は被害者の美住誠氏であり、彼は土木工事に従事されている方で、教養のある強い味方であります。一番大変だったのは、家屋補助金額の割合でした。私達は100%、行政は50%。訴訟に持ち込むわけにもいかないし、あくまで話し合いを前提に、皆さんの同意を得ることを心掛けて、誠心誠意努力に努力を重ねて、苦渋の選択をして同意にこぎつけることができました。今考えてみれば、基礎、地盤改良費を行政の全額補償としてもらえた事は有り難いことではないでしょうか。同じ被害を受けても、何の対策もしていただけない所もあると聞いています。今こうやって、少しの不安はあっても、無事住んでいられるのは、片山知事をはじめ多くの関係者の努力と行動があったらと感謝しています。

確かに、今住んでいる所ではなく他に住んでいたら、地震にあわないか、被害はなかったか、これはわからない事。この地を選んだ事により、いろんな人と違い、良い思い出もでき、そして苦しいこともあります。皆さんと一緒に同苦を乗り越える勇気、励ましを持ち、負けない気力を持ち続けることを学ばせて頂きました。

これからは、ヒューム管の寿命はどの位なのか、ヒューム管は鳥取県が工事施工され、県の持ち物です。管理は米子市で行っています。行政(県・市)の担当者の方々には毎年のように変わりますが、大沢川被害者、ヒューム管は変わりません。その上で、どういつ時、どのような時代になっても対応のできる方法を行政の方々と検討し、対策を考えていきたい。今回のことを教訓に、排水路上には家屋を建築する許可を出さないようお願いしたい。二度と同じ被害、苦しむ人々を出さない行政であって欲しい。今回の教訓を後世に生かしていただきたい。